

(仮称)福井市新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書等に関する質問（その他）及び回答

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
1	入札説明書	4	第3	5	表1				本施設の概要 (土壌汚染対策法に 係る形質変更届)	事業実施区域面積が約56,000㎡となっていますが、土壌汚染対策法に係る形質変更届は、本件事業に先行して別途発注される造成工事の施工の際に申請されるという認識でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法に係る形質変更届は、調整池整備、敷地造成工事それぞれで申請する予定であり、施設の建設についても工事着手前に申請することとなります。
2	入札説明書	6	第3	10	1)			リ	業務範囲	事業者の本施設の建設に関する業務に住民等対応業務が含まれていますが、対応の主体は貴市で行っていただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者の方には、工事に関する説明会等を主体的に行っていただくことを想定しております。
3	入札説明書	6	第3	10	2)			イ	業務範囲	貴市の本施設の建設に関する業務に用地の造成が含まれていますが、造成が完了して事業者に引き渡される時期（令和〇年〇月上旬/中旬/下旬）をご教示ください。	令和5年9月中旬を想定しています。
4	入札説明書	7	第3	11	2)				事業者の収入について	「事業提案書に記載のエネルギー回収率を達成した場合において、余剰電力の売却代金のうち、10%」と記載がありますが、全売電収入の10%と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	7	第3	12					募集及び選定のスケジュール（予定）	基本協定書（案）には「基本協定書の締結から基本契約の締結までにSPCを設立すること」旨の記載がありますが、これは入札説明書のスケジュールにおける2月上旬から3月下旬までの間にSPCを設立するとの理解でよろしいでしょうか。SPC設立には最低2か月かかりますので、基本契約締結まで適切な期間を見込んで頂けますようお願い致します。	ご理解のとおりです。 期間については意見として承りました。
6	入札説明書	11	第4	2	2)				特別目的会社の所在地	本施設が竣工し運営開始後は、特別目的会社の所在地を本施設内に移転してもよろしいでしょうか。またその際の賃料は免除いただけますでしょうか。	認めません。
7	入札説明書	12	第5	2	1)				参加資格審査	「構成企業」とありますが、ここで言う構成企業とは、入札参加資格要件を有する応募者のことを指しており、1項 用語の定義にある「構成企業」とは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	12	第5	2	1)				落札者決定後の欠格	落札者決定後に落札者の構成企業が入札参加資格要件を欠き応募者全体として要件を満たさなくなった場合、落札者決定は取り消され次点の評価を受けた応募者が落札者となるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは再度入札を実施されるでしょうか。	入札説明書のとおりです。ただし、落札者決定が取り消された場合の次点の評価はありません。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
9	入札説明書	13	第5	2	2)				価格要素審査	「入札価格が予定価格を超えている場合及び失格基準価格を下回っている場合は失格とする。」と記載がありますが、建設業務費と運営業務委託費のうち片方でも予定価格を超えている場合や失格基準価格を下回っている場合は失格となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	13	第5	2	2)				低入札価格調査	「調査基準価格とは、建設業務にあたっては予定価格の89%から91%、運営業務にあたっては予定価格の76%から80%までの範囲内でランダムに算出」とありますが、算出において小数点以下（例えば89.〇〇%など）の範囲を教示いただけますでしょうか。また失格基準価格の設定において、1円未満が発生する場合、1円未満は切り捨てになるのでしょうか。	今回の入札においては、以下のとおりです。 前段について、小数点以下第四位までです。 後段について、1000円未満切り捨てです。
11	入札説明書	18	第6	1	7)				修正後事業提案書	事業提案書の修正要望書（修正指示）を受領してから修正後事業提案書をご提出するまでの期間が極めて短く設定されておりますが、指示の分量や内容によっては検討に時間を要する場合がございます。その場合は貴市にご相談し期間について変更を検討いただけないでしょうか。	認めません。
12	入札説明書	18	第6	1	7)				修正後事業提案書に対応した見積書	修正後事業提案書に対応した見積書を提出するとありますが、これは様式7事業計画書、様式9入札書を差し替えるという理解でよろしいでしょうか。	入札額の変更は認めません。ここで示されている見積書は参考に提出いただくことを想定していましたが、見積書の提出も行わないものとします。
13	入札説明書	22	第7	4					事業提案書類	提案書の電子データ（DVD等）について2部とありますが、正本と副本の各1部との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	22	第7	4					部数	「各20部（正本1部、副本19）うち、正本1部及び副本7部は表紙、背表紙をつけた装丁とすること」とありますが、副本19部のうち7部は表紙、背表紙をつけた装丁とありますが、残り12部の体裁をご教示願います。	残り12部について、特に指定はありませんが、本市から提示する応募者に割り振ったグループ名がわかるようにしてください。
15	入札説明書	22	第7	4					提案書	2)施設計画図書等（基礎審査対象図書）、3)事業計画（全ての審査対象図書）、4)技術提案書（非価格要素審査対象図書）は各々別ファイルにて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	基礎審査対象図書及び技術提案書は別冊としてください。それ以外の図書については同一のファイルとしても構いません。
16	入札説明書	24	第7	4	4)				技術提案書添付資料	技術提案書とその添付資料は各々別ファイルにて提出するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	24	第7	4	4)				企業名等	「構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること」とありますが、ここでいう企業名等とは、応募者の特定を避けることであり、例えば地域経済への配慮を示すため下請人等の企業名を記載することは含まないの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の記載のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
18	入札説明書	25	第7	4	5)					入札書	入札書を入れる封筒は、サイズが長形3号とのご指定以外に、色等のご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	入札説明書	26	第8	5						業務の委託等	「事業者は業務の全部又は一部を”構成員”又は」と記載がありますが、構成企業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	27	第8	6						地元への配慮	地元企業の定義付けについて、他の同様のDBO案件では、市内に営業所や支店を置く企業までを地元企業とした場合、対象となる企業が数多くなり地元発注分が薄れるため、地元企業とした事例はございません。従いまして、市内に本店・本社を置く企業を地元企業としていただけますでしょうか。	入札説明書のとおりです。
21	入札説明書 添付資料	29	添付資料2	事業 実施 区域						事業実施区域	入札説明書添付資料 - 2 に示される事業実施区域内については、本工事期間中仮設物等を設置出来るものと考えてよろしいでしょうか。	協議によります。
22	入札説明書 添付資料	32	添付資料4	業務 範囲 分担 表	運 営 管 理					業務範囲	搬入ごみの受入判定は事業者にて行いますが、収集運搬業務を管理される貴市にも副としてご協力をいただけないでしょうか。搬入業者とのトラブルを最小化し、安定的な受入が可能となると考えます。	入札説明書のとおりです。
23	入札説明書 添付資料	33	添付資料4	業務 範囲 分担 表	災 害 対 応					災害対応 ・災害時見学者等 対応	「主は～中略～見学者や運営事業者および本市職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う。」と記載がありますが、災害発生時における飲料水・食料等の提供後の補充については不可抗力とみなし、補充に必要な費用負担については別途協議させて頂くと理解してよろしいでしょうか。 また、外部避難者が到来した場合の対応は、安全確保・誘導等の緊急一時避難的対応は事業者が行い、その後の対応は貴市が行うと理解してよろしいでしょうか。	補充に必要な費用は事業者の負担となります。 外部避難者の到来による対応については、ご理解のとおりです。
24	入札説明書 添付資料	34	添付資料5	事業 範囲 (イ メ ジ 図)						事業範囲(イメージ図)	搬入ごみに古紙類があり、そのまま資源物として搬出するものと思われますが、古紙類に関する事業者の業務内容についてご教示ください。	搬入管理及び搬入物管理・保管になります。
25	入札説明書 添付資料	37	添付資料8	3	(2)					造成計画図	本図は別途工事である造成工事以降必要に応じ事業者で実施する造成に係る計画図と考え、粗造成以降に特に大きな形質変更を伴わない場合は本図の提出はなしとしてもよろしいでしょうか。	不可とします。
26	入札説明書 添付資料	37	添付資料8	3	(4)					施設計画図書必要事項	「3.図面(4)工事期間中の車両動線計画図」と記載がありますが、市道東部2-199号線に面した既設福井市クリーンセンター入口からの動線を含む、事業区域内の工事車両動線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
27	入札説明書 添付資料	37	添付資料 8	3	(6)				建築一般図	各階平面図、断面図については、(7)各階機器配置平面図、(8)機器配置断面図と兼用してよろしいでしょうか。 また、(8)は機器配置平面図となっていますが機器配置断面図と理解してよろしいでしょうか。	不可とします。 (8)は機器配置断面図としてください。
28	入札説明書 添付資料	37	添付資料8	3	(6) (7)				図面	「(6) 建築一般図」のうち各階平面図、断面図と、「(7) 各階機器配置平面図」とを兼用してもよろしいでしょうか。 また、「(6) 建築一般図」のうち断面図は、機器配置図断面図で兼用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
29	入札説明書 添付資料	38	添付資料8	3	(7) (8)				図面	(8) 機器配置平面図は、(7) 各階機器配置平面図と同じものと考えてよろしいでしょうか。	質問回答 2 7 をご参照ください。
30	入札説明書 添付資料	39	添付資料 9	表 1					余剰電力売却のインセンティブ	運営・維持管理業務開始後、容量市場からの収入（容量確保契約金額）が発生した場合、運営変動費の余剰電力売却インセンティブの条件と同様に、エネルギー回収率を達成した場合において、インセンティブの設定をお願いします。	余剰電力売却の他に、新たなインセンティブの設定は行いません。
31	入札説明書 添付資料	40	添付資料9	2	2)				運営業務に係る対価	運営変動費 の余剰電力売却インセンティブについて、事業者による自助努力を施し発電量、及び発電効率を高くするほど、本委託費は高くなり価格点が低下することになります。その場合、事業者による発電量向上に対する提案を阻害する可能性があります。したがって本余剰電力売却インセンティブは運営業務委託費の範囲外として頂けませんでしょうか。	入札説明書のとおりです。
32	入札説明書 添付資料	40	添付資料9	2	2)				運営業務に係る対価	「 6: 売電単価は電力会社と本市の売電契約による」と記載がありますが、事業計画書提出時には当該単価について事業者間の優劣が出ないよう一律の単価をご指示頂けますでしょうか。	売電単価は電力会社と本市の売電契約によるため、お示しできません。 また、落札者選定基準の評価は売電量となっています。
33	入札説明書 添付資料	41	添付資料 9	3	1)				対価の支払い方法 (建設業務費)	入札説明書の当該記載内容および建設工事請負契約書（案）における建設業務費のお支払い方法に関する記載内容から、各会計年度末の出来高部分のうち請求ができない部分（10%）は翌年度に繰り越されるものと解釈しておりますが正しいでしょうか。また、設計・建設期間の最終年度において建設業務を不備なく完了させた場合、完成引渡時に未請求額の全てを請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札説明書 添付資料	48	添付資料11	リスク分 担	(4) (5)				法令変更リスク	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は、本事業に直接関連する法令の変更と同じと見なされ、物価変動ではなく、随時精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、清算方法については協議によります。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
35	入札説明書 添付資料	48	添付資料11	リスク分 担	(12)				リスク分担 議会リスク	本事業の実施に関する議会不承認を事業者リスクとされていますが、貴市の議会における不承認は事業者により管理できないリスクです。貴市の所掌に変更して頂けませんでしょうか。	入札説明書のとおりです。
36	入札説明書 添付資料	48	添付資料11	リスク分 担	(18)				環境保全リスク	環境保全リスクは事業者所掌とありますが、搬入する処理対象物中の処理不適物（事業者の善良なる管理注意義務をもっても排除できない場合）に起因する環境保全リスクについては、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	原則、事業者所掌とします。
37	入札説明書 添付資料	48	添付資料11	リスク分 担	(19)				用地リスク	用地リスクには貴市の業務範囲である造成（擁壁等の構造物も含む）に係る瑕疵なども含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	入札説明書 添付資料	48	添付資料11	リスク分 担	(19)				用地リスク	業務範囲に揚水用井戸の設置が指定されておりますが、運営期間における井水枯渇の発生リスクは用地リスクに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
39	入札説明書 添付資料	49	添付資料11	リスク分 担	(25)				物価変動リスク	「設計・建設・運営期間中「入札説明書添付資料-9 4.運営委託費の改定」に示す」と記載がありますが、「4.建設業務費（建設工事請負代金）の変更」と「5.運営業務委託費の改定」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	入札説明書 添付資料	49	添付資料11	リスク分 担	(26)				不可抗力リスク	不可抗力リスク対応として、「天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用」と記載がありますが、「天災・暴動等の不可抗力」には指定感染症（新型コロナウイルス感染症等）により、人の活動が制限される場合も含まれると考えてよろしいでしょうか。また、費用の他工期に関してもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	予測不可能な疫病に関しては協議の対象となりますが、現時点での指定感染症については不可抗力に含みません。費用、工期については、協議によります。
41	入札説明書 添付資料	49	添付資料11	リスク分 担	(29)				事故発生リスク	事故発生リスクについて、事業者の責により事故が発生した場合のみ事業者のリスクになるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと本市が判断した場合においてのみご理解のとおりです。
42	入札説明書 添付資料	49	添付資料11	リスク分 担	(44)				一般的損害	一般的損害について事業者の責により工事目的物・材料・他関連工事に損害が生じた場合にのみ事業者のリスクとなるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと本市が判断した場合においてのみご理解のとおりです。
43	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(50)				ごみ量変動リスク	施設許容量について具体的にご教示いただけないでしょうか。	協議によります。
44	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(51)				ごみ質変動リスク	「想定ごみ質の範囲内」と記載がありますが、低質ごみ～高質ごみと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
45	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(58)				施設設備損傷リスク	施設設備損傷リスクについて、「収集車によるもの」と記載がありますが、「収集車および搬出車によるもの」と理解してよろしいでしょうか。	副生成物の売却に伴う搬出車によるものは事業者とし、それ以外の搬出車についてはご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
46	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(60)					施設設備損傷リスク	施設設備損傷リスクについて、「事故・火災等に関するもの」と記載がありますが、事業者の責により事故や火災が発生した場合にのみ事業者のリスクとなるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと本市が判断した場合においてのみご理解のとおりです。
47	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(60)					施設設備損傷リスク	事故・火災等に関するもののうち、項目(61)搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合)に起因するものは、事業者リスクではないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと本市が判断した場合においてのみご理解のとおりです。
48	入札説明書 添付資料	50	添付資料11	リスク分 担	(64)					契約不適合リスク	契約不適合リスクは、事業期間中は事業者となっておりますが、要求水準書 設計・建設業務編p.34 第2章第8節の契約不適合責任に規定されている範囲で事業者との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりです。
49	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	5					敷地面積	敷地面積は約56,000㎡とありますが、本敷地境界が判る図面を提供もしくは敷地範囲をご明示願います。	入札説明書添付資料-2のとおりです。
50	要求水準書 設計・建設業務編	3	第1章	第1節	6	(2)				地形、地質等	事業者が、貴市提示の過去の地質データを補完することを目的に、必要に応じて行った事業用地の地形・地質調査等の結果について、貴市のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は「本市及び事業者において、対応方法を協議する」と記載がありますが、その対応方法には工期、費用の変更についても含まれると考えてよろしいでしょうか。	データが異なると認められる場合、ご理解のとおりです。
51	要求水準書 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	6	(4)	8)			高さ制限	道路斜線・隣地斜線の検討を行う為に道路高さ及び敷地境界線での地盤高さの情報をご提示願います。	添付資料3 現況測量図をご参照ください。
52	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	1)			ユーティリティ条件	P.50に「取合い点から新施設までの接続等工事に関する工事費についても事業者の負担とする」と記載がありますが、特別高圧の受電にあたり、電力会社との取合い点についてご教示願います。取合い点が実施時に電力会社との協議により決定される場合、お見積り条件は事業用地区画線の市道2-199号線沿いの任意箇所から特別高圧受変電設備までの埋設管で計画するという理解でよろしいでしょうか。	現段階で決まってません。最終決定は実施設計時となります。見積条件についてはご理解のとおりです。
53	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	1)			ユーティリティ条件	同一使用区域に2受電は一般的に認められておりませんが、新設工場と既設工場とは異なる使用区域であるという理解でよろしいでしょうか。	新施設の竣工後、既存施設の契約は解除する予定です。
54	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	2)			井水の水质	添付資料13に地下水調査結果が記載されていますが、こちらを井水の水质と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	2)			井水	井水の利用に関して、揚水量の制限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
56	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	6	(6)	5)		雨水	雨水調整池の位置、構造等が判る資料が入札参加資格審査書類提出者提示資料雨水調整池設計図に示されると考えて宜しいでしょうか。示されない場合は調整池の位置をご提示願います。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。
57	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	7	(1)	6)		業務範囲	「給油場の設計・建設工事」は必要に応じてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	7	(1)	10)		揚水用井戸の設置	添付資料6に示されている既存井戸が新施設でも流用可能な場合は新たに揚水用井戸の設置は行わなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第1節	7	(1)	11)		防火水槽等の消火設備の設置	消防法上不要である場合、防火水槽の設置は必要としないものと考えてよろしいでしょうか。	今後の設計業務時に、消防と協議を行うものと考えています。
60	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	1	(2)			環境影響評価書	令和3年6月1日公開の環境影響評価書P.244 表8.1-63煙源条件に表に記載している数値は、ご提示のごみ質の基準ごみに相当する排ガス量と推察します。基準ごみを超えるごみ質の場合、この値を超えても良いと理解してよろしいでしょうか。	ここで示した排ガス量、吐出速度、温度等は、環境影響評価を行うための煙源条件であり、設計数値や要求事項ではありません。
61	要求水準書 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	1	(6)			延命化工事	新施設の運転開始後20年間の経過した段階で延命化工事を行うことを想定されておりますが、その時点までに既存施設は解体されており、跡地を延命化工事の仮設用地等に使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	既存施設の解体時期については回答を差し控えます。
62	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	1	(12)			福井市東山運動公園の防災機能	「新施設は、東山健康運動公園の防災機能を補完する施設とし、電気、温水等の・・・」と記載がありますが、以下ご教示願います。 電気、温水等の必要供給量をご提示願います。 現在の電気使用量などがわかるデータがありましたら、ご提示願います。 電気・温水以外に供給が必要な項目があればご提示願います。	電気の供給を想定したものでなく、被災時に、新施設の稼働に伴い発生する電気や温水を何らかの形で使用することを想定しています。
63	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3				用地造成設計・工事	FH 55.0m高さで約10,000㎡の面積となるよう造成を別途工事で行いとありますが、ここで示されている約10,000㎡となる範囲を図面等により明示願います。また、その造成引き渡し時期についてもご教示ください。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。造成工事の引き渡し時期は質問回答3をご参照ください。
64	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3				用地造成設計・工事	別途工事の造成工事の関係法令として提出が必要な届出、許可申請がございましたら、二次造成計画の参考としてご教示願います。	実施設計時にお示しします。
65	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3				用地造成設計・工事	用地造成設計・工事の詳細工程および引渡し時期をご教示願います。	質問回答3をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
66	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3				用地造成設計・工事	当該事業用地の周辺は、土砂災害特別警戒区域（土石流等）等が指定されていますが、別途行われる造成工事において、どのような対策が講じられるのかご教示願います。	土砂災害特別警戒区域等に指定されていない位置で建設を行います。
67	要求水準書 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3				用地造成設計・工事	敷地造成レベル（FH55.0m）の記載がありますが、造成土量削減のため工場棟の地下範囲に合わせ造成レベルを調整頂くようご協議頂くことは可能でしょうか。	実施設計時の協議によります。
68	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第2節	4	(2)			事後調査	「環境影響評価書に基づき、必要な調査を...実施し報告すること」とございますが、本工事で必要な調査項目は動物に関して、時期は掘削工事期間中、掘削工事完了1年目とし、調査地点は先行で実施される造成工事時の調査地点（3定点）を基に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の環境影響評価書に基づく調査(時期・調査地点)は本市が行い、施工中にオオタカの異常行動等があった場合等において、事業者の責任で実施することを想定しています。調査内容は、専門家の意見を反映した上で、協議によります。
69	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第2節	5	(2)	2)		省エネルギー	既存管理棟は、ZEBの対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 設計・建設業務編	8	第1章	第2節	5	(2)	2)		省エネルギー	「新施設を の基準に適合させ、BELS評価書を取得し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とすること。」と記載がありますが、以下の2点について確認をお願いします。 1件目： の基準のみでは、ZEBではなく、ZEB Readyに該当すると思われます。適合必須は の基準（ZEB Ready）であり、適合目標は の基準（ZEB）と考えてよろしいでしょうか。 また、 の基準にある再生可能エネルギーには、ごみ焼却による発電エネルギーも含まれると考えてよろしいでしょうか。 2件目：「新施設を の基準に適合させ、BELS認証を取得し、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とすること。また、 の基準の適合を目指すこと。」と記載がありますが、新施設の対象は工場棟（管理棟含む）とし、その他付属棟及び既存管理棟は省エネルギーに務めるものと考えて宜しいでしょうか。	1件目の前段については、ご理解のとおりです。後段について、 の基準にある再生可能エネルギーにごみ焼却による発電エネルギーが含まれるかは事業者をご確認ください。 2件目については、ご理解のとおりです。
71	要求水準書 設計・建設業務編	10	第2章	第1節	1	(3)			年間計画処理量	年間処理量は「し渣を含む」と記載がありますが、搬入されるし渣の重量および搬入元と性状（低位発熱量、三成分、可燃性元素）をご教示ください。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
72	要求水準書 設計・建設業務編	10	第2章	第1節	1	(3)				計画年間処理量	小型動物・有害鳥獣について3点ご教示願います。 1)直接持込による搬入との理解でよろしいでしょうか。 2)受入の形態（サイズ、重量、荷姿等）をご教示願います。 3)犬、猫より大型の動物の搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。	1)について、ご理解のとおりです。 2)について、最大寸法については、既存施設と同様に1m程度の有害鳥獣を受け入れることを想定しています。最大重量は有害鳥獣の種類から想定してください。 3)について、有害鳥獣の種類は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス等を想定しています。なお、福井市鳥獣被害防止計画 (https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/choujyu/boushikeikaku_d/fil/higaiboushikeikakuR4.pdf) を参照ください。
73	要求水準書 設計・建設業務編	10	第2章	第1節	1	(3)				計画年間処理量	計画年間処理量について、ごみ種ごとの月別および曜日別の搬入量と一日の最大搬入量をご教示ください。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。
74	要求水準書 設計・建設業務編	10	第2章	第1節	1	(3)				計画年間処理量	運営期間における年度毎の年間処理量の変動は無いものとして考えてよろしいでしょうか。	可とします。
75	要求水準書 設計・建設業務編	11	第2章	第1節	2					計画ごみ質	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 設計・建設業務編	11	第2章	第1節	2					計画ごみ質	添付資料2のごみデータは既存施設のものと同様に推測されますが、低質・高質時の可燃分中6元素を設定するにあたり、搬入予定の鯖江クリーンセンターのごみサンプリングデータをご提示いただけないでしょうか。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。
77	要求水準書 設計・建設業務編	11	第2章	第1節	2					計画ごみ質	技術提案書に記載する発電量、売電量および最終処分量は、基準ごみ時のものを提示することによろしいでしょうか。	事業費の算出については基準ごみとしますが、技術提案書につきましては、想定される運転条件（各ごみ質、運転炉数等）での値を提示してください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
78	要求水準書 設計・建設業務編	11	第2章	第1節	2				施設規模	「災害廃棄物分を含み265t/日の処理能力を有すること」と記載がありますが、貴市が想定する災害廃棄物の想定搬入量をご教示ください。	災害廃棄物の搬入量の推計ではなく、災害廃棄物処理を施設規模の10%で見込んでいるとご理解ください。
79	要求水準書 設計・建設業務編	12	第2章	第1節	8				運転方式	「全炉休止期間（7日以下）」と記載がありますが、全炉休止期間とは焼却炉が完全に休止している状態であり、焼却炉の立ち下げ、立ち上げ期間を除くと理解してよろしいでしょうか。	立上げ、立下げを含みます。
80	要求水準書 設計・建設業務編	12	第2章	第1節	9				余熱利用設備	「場外余熱利用設備（東山健康運動公園：高温水温度95～105、最大熱量約6,300MJ/h）」とありますが、交換熱量及び熱交換後の戻り水温度をご教示願います。	お示しできる資料はございません。
81	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	11				余熱利用計画	「また、地元の余熱利用施設に熱供給することを想定している」とありますが、東山健康運動公園以外にも場外余熱供給対象となる施設があるということでしょうか。もし本計画で見込むべき内容がございましたら、計画・見積が可能な詳細情報をご提示下さい。	現時点の具体的な熱供給条件は未定ですが、健康運動公園以外の外部の余熱利用設備として、地元の余熱利用施設が想定されますので、その供給熱量は最大7500MJ/hを見込んでください。なお、熱供給は高温水としてください。
82	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	11				余熱利用計画	「余熱の一部は福井市東山運動公園に送るものとし、供給最大熱量約6300MJ/h」と「地元の余熱利用施設に熱供給することを想定している」と記載があります。新ごみ処理施設からの供給最大熱量（福井市東山運動公園と地元の余熱利用施設の合計）をいくらずで計画すべきかご教示願います。	質問回答 8 1 をご参照ください。
83	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	11				余熱利用計画	地元の余熱利用施設への熱供給について2点ご教示願います。 1) 東山運動公園向けと同じく高温水温度95-105 にて計画するものと考えてよろしいでしょうか。 2) 取合い点をご教示願います。	1) については、最大熱供給量のみ決まっており、未定です。 2) については、敷地境界まで予備配管を設置してください。詳細は協議によります。
84	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	11				年間開館日数	年間開館日数は340日程度となっていますが、定休日（年末年始等）をご教示願います。	令和3年度の休館日は、4月30日、6月29日～7月2日、10月4日～10月10日、11月25日～11月26日、12月29日～1月5日となります。
85	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	12	(1)	(1)		搬入出車両の種類	し尿し渣は4t平ボディ車で搬入とのことですが、荷姿をご教示ください。	し尿処理施設のホッパから直接荷台に投入し、ダンプ機能のあるトラックで搬入します。
86	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	12	(1)	(1)		直接搬入	直接搬入に関して、予約制を想定されていたらご教示願います。その場合、予約に関わるシステム構築、予約受付・管理の所掌をご教示願います。	想定していません。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
87	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	12	(1)	1)		搬入・搬出車両	車両動線計画に当たり、「1）搬入車両の種類 収集運搬車両」および「2）搬出車両の種類 灰運搬車両」の最小回転半径とホイールベースをご教示願います。また紙類搬出車両である4トンアームロール車の車両寸法等のデータがございましたらご提示願います。	入札参加資格審査書類提出者提示資料から想定してください。
88	要求水準書 設計・建設業務編	1 5	第2章	第1節	12	(2)			計画車両台数	表2.1.12-1「一日あたり想定車両台数（平均）」の粗大可燃の台数の内、一般可燃および事業可燃との混載、一般可燃と粗大可燃との混載で搬入される台数をご教示ください。	想定していません。
89	要求水準書 設計・建設業務編	15	第2章	第1節	12	(2)			計画車両台数	「新施設の収集車両等の計画車両台数は1日あたり平均で約200台が想定され～」と記載がありますが、本建設工事期間中も同様の台数と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 設計・建設業務編	1 5	第2章	第1節	12	(2)			計画車両台数	表2.1.12-1、表2.1.12-2で平均台数、最大台数が記載されていますが、最大台数程度の車両が来場する繁忙期は年間何日程度発生するか、想定日数もしくは実績日数をご教示ください。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。
91	要求水準書 設計・建設業務編	16	第2章	第1節	13	(2)			搬入車両（直接持込者）	搬入車両（直接持込者）の想定台数は、「一日あたり想定車両台数」に示されている「計量事務手続き有り」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書 設計・建設業務編	17	第2章	第1節	13	(6)			動線計画	「搬入車両は原則として全車両2回計量」とありますが、登録済みの収集車（パッカー車）は1回計量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
93	要求水準書 設計・建設業務編	17	第2章	第1節	14	(1)			焼却灰等処分計画	「新施設で発生する焼却主灰～は民間の処分場で処分する計画である」と記載がありますが、一方、「第3章 第8節 灰出し設備」においては「1.主灰冷却設備」、「3.灰押出装置」、「5.選別設備」にて「（必要に応じて設置）」の記載があります。主灰の処理方法（冷却、選別、搬送、有価物の利用等）については、事業者にて提案可能と考えてよろしいでしょうか。	主灰の処理方法についてはご理解のとおりですが、搬送条件としては、半湿灰など灰が飛散しない状態としてください。
94	要求水準書 設計・建設業務編	18	第2章	第2節	1	(3) (4) (5)			悪臭 騒音 振動	各環境目標値に係る敷地境界を明示願います。	環境影響評価書を参照ください。
95	要求水準書 設計・建設業務編	18	第2章	第2節	1	(4)			敷地境界	公害防止等の基準における敷地境界は、要求水準書添付資料1の事業用地と考えてよろしいでしょうか。	敷地境界と事業用地は異なります。公害防止基準における測定箇所は環境影響評価書を参照ください。
96	要求水準書 設計・建設業務編	18	第2章	第2節	1	(4) (5)			騒音 振動	「騒音に係る環境目標値は、敷地境界において・・・」と記載がございますが、敷地境界線は「添付資料1 事業用地」に記載されているピンク色のラインと理解してよろしいでしょうか。	環境目標値を遵守するための地点は環境影響評価を遵守することとしてください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
97	要求水準書 設計・建設業務編	21	第2章	第3節	(2)				公害防止関連	事業用地は土壌汚染対策法による土壌汚染のおそれ は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、予 見できない土壌汚染が見つかった場合、費用および 工期についてご協議頂けるものと考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書 設計・建設業務編	25	第2章	第5節	5	(1) (6)			海外調達品の材料 及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は次に示 す事項を原則とし、事前に本市の承諾を受けるもの とする。(1)本要求水準書で要求される機能(性 能・耐用度を含む)を確実に満足できること。(6)事 業者が設計・建設した日本国内の施設で納入実績が あること。」と記載がありますが、要求される機能 を満足しかつ事業者が国内の一般廃棄物処理施設に 納入し稼働させた実績を有する機器については基本 的に海外での製造をご承諾いただけるものと考えて よろしいでしょうか。	原則として(1)～(7)を満足す ることを前提に、海外での製造は可 とします。なお、詳細は実施設計時 に協議して決定します。
99	要求水準書 設計・建設業務編	25	第2章	第5節	5	(2)			海外調達品の材料 及び機器	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令を満 足する材料や機器であること。なお、本要求水準書 において材質を記載されている項目については、記 載した材質の品質及び機能において同等品以上のも のをを用いても良いこととする。」と記載ありますが 、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については 成分・強度がJIS規格等の諸基準・諸法令及び要求 水準書記載の材質と同等の海外規格材を海外で調達 し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
100	要求水準書 設計・建設業務編	25	第2章	第5節	5	(2)			海外調達品の材料 及び機器	「(2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令を満 足する材料や機器であること。」と記載ありますが 、ボイラ及び蒸気だめ等の圧力容器の耐圧部材に 関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められ ているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用で きるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
101	要求水準書 設計・建設業務編	26	第2章	第5節	5	(3)			海外調達品の材料 及び機器	「(3)検査立会を要する機器・材料については、原 則として本市が承諾した検査要領書に基づく検査を 国内において実施すること。」と記載ありますが 、検査立会を要する機器・材料についてご想定が あればご教示願います。	協議によります。
102	要求水準書 設計・建設業務編	26	第2章	第5節	5	(4)			海外調達品の材料 及び機器	「(4)中略 なお、製作承諾図の提出前に、機器製 作会社概要、品質管理体制、品質管理項目、部品調 達やメンテナンス対応等の維持管理に関する項目等 を記載した製品品質管理計画書を提出し、本市の承 諾を得ること。」と記載がありますが、記載事項の 過不足等を防ぐために製品品質管理計画書の指定記 述様式やサンプルを貴市よりご提供いただけますで しょうか。	お示しできる資料はございません。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
103	要求水準書 設計・建設業務編	26 52	第2章	第5節 第13節	5 5	(3) -			海外調達品の材料及び機器 機器の工場立会検査	「第5節 5. (3)検査立会を要する機器・材料については、原則として本市が承諾した検査要領書に基づく検査を国内において実施すること。」「第13節 5. 本市が指定する機器・材料等は、製作工場で本市の立会のうえ、検査を行わなければならない。」と記載がありますが、貴市の指定機器・材料等を海外で製作する場合はお立会い検査に必要な費用を事業者が負担することで海外工場でもお立会い検査を実施して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	海外での立会検査の実施については協議によりますが、本市の検査用の旅費等は本市が負担します。なお、ウェブ検査についてもご勘案ください。
104	要求水準書 設計・建設業務編	33	第2章	第7節	4				表2.7.1-1 新施設の性能保証事項 No.17.18 炉室内温度 炉室局部温度	保証値として、炉室内温度は「原則として40 以下又は外気温との温度差10 以下」、炉室局部温度は「原則として40 以下」と記載がありますが、炉室局部とは、装置保護の観点から耐用温度が低い装置周辺を指すものと考えてよろしいでしょうか。	指定場所は協議によります。
105	要求水準書 設計・建設業務編	35	第2章	第8節	1	(2)	2)		躯体防水	躯体防水の適用範囲は、土に接する地下部分と考えてよろしいでしょうか。	躯体防水は、受水槽及び貯留槽等の内面への施工を想定しており、槽内部から内容物の漏出を防止するものです。施工の契約不適合責任については、この防水を施工したものに対し適用されます。
106	要求水準書 設計・建設業務編	40	第2章	第9節	5				製本部数	A4サイズ二つ折り製本の必要部数をご教示頂けますでしょうか。	要求水準書に記載のとおり5部提出してください。その他、施工監理用に以下に示す図書類は別途簡易製本として8部提出してください。製本体裁等については、実施設計時に協議して決めます。 ・(1)7)、8) ・(2)1)~8) ・(3)2)~7) ・(4) ・その他市が指示する図書
107	要求水準書 設計・建設業務編	44	第2章	第11節	3	(2)	2)		主任技術者、監理技術者	技術者の専任配置期間は以下の内容で考えてよろしいでしょうか。 ・監理技術者(清掃)・・・本工事着工以降～竣工まで ・各工事主任技術者・・・各工事着工以降～各工事完了まで	ご理解のとおりですが、設計から竣工まで同一の技術者の配置を期待します。
108	要求水準書 設計・建設業務編	44	第2章	第11節	3	(2)	2)		主任技術者又は監理技術者	建設JVの形態を乙型とした場合、プラント工事の監理技術者は、プラント工事開始から現地常駐すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、プラント工事(清掃施設工事)を担当する監理技術者は、本事業を一貫して把握できる体制としてください。
109	要求水準書 設計・建設業務編	46	第2章	第11節	6	(2)			関係官庁届出書	建築確認申請又は計画通知書とありますが、本申請については計画通知書と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
110	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	9	(1)				施工管理	「施工業者の中から担当者を選任し～現場に常駐させる。」と記載がありますが、本工事協力企業の中から選任し、現場に常駐させると理解して宜しいでしょうか。	原則として、建築3つのうち少なくとも一つは構成する企業から担当者を選任し、プラントは代表企業から担当者を選任してください。
111	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	9	(5)				地元住民対応	「地元住民対応」とは「入札説明書添付資料 - 11 リスク分担」の(13)(14)(15)に記載のある「周辺住民対応リスク」に関する内容に準じた対応であるものと理解してよろしいでしょうか。	リスク分担表に示すほか、要求水準書の工事条件に記載がある内容等を想定しています
112	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	10	(1)				地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本市と協議し適切に処理すること」と記載がありますが。地中障害物の処分（撤去・処分）により発生する費用や工期変更についてもご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	10	(1)				地中障害物	地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本市と協議し適切に処理することとありますが、予期できない障害物が確認された場合は、その処理に係る費用及び工期については、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	10	(2)				建設発生土の処分	「発生した掘削土は場外適正処分とすること」とありますが、3件ご教示ください。 1)事業実施区域内の土壌は、土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えてよろしいでしょうか。 2)万一事業実施区域内の土壌に汚染が確認され、汚染された残土を処分する必要がある場合は、その処分および運搬に加え、掘削時に生じる対策に係る費用についてご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 3)場内での埋戻土に利用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	3件ご理解のとおりです。
115	要求水準書 設計・建設業務編	47	第2章	第11節	10	(2)				建設発生土の処分	発生した掘削土は場外適正処分とすることとありますが、P174に、掘削土は、必要に応じ改良し盛土材として流用することも可能とあります。建設発生土の処分は場内流用等も含め処分できるものと考えてよろしいでしょうか。	本市の承諾を得ることを前提に可とします。
116	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(5)				工事用車両の搬入・搬出経路	事業用地への搬出入は市道東部2-199号線から現施設の搬出入道路を使用することになると考えますが、現施設への搬出入車両との干渉を避けるため、既存搬入路の西側に仮設の搬入路を設置することは可能でしょうか。 造成工事で仮設搬入道路を作る場合は、それを流用することは可能でしょうか。	施設の機能・運営に支障のない範囲において可とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
117	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(6) (7)			仮囲い	事業実施用地の周辺に仮囲いと出入口ゲートを設置、また、高さ3m程度の仮囲いを設置し、建設作業騒音の低減を図るとありますが、仮囲いについて周辺環境及び作業騒音等を考慮し、設置位置、高さ等は事業者にてご提案出来るものと考えてよろしいでしょうか。	本市の承諾を得ることを前提に可とします。
118	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	4)		事業用地内の排水	事業用地内の排水は適切な処理を行い、簡易分析、濁水対策後に排水することとされていますが、簡易分析の頻度は1回/週程度と考えてよろしいでしょうか。	実施設計時に協議により決定します。
119	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	4)		事業用地内の排水	事業用地内の排水先、本工事で生じる排水先は造成工事にて先行で設置される雨水調整池でよろしいでしょうか。	環境影響評価書の内容等を遵守することを前提に、可とします。
120	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	4)		工事用調整池	事業用地内の排水は、全て工事用調整池に集水しとありますが、工事用調整池の位置についてご教示願います。	事業者の提案によります。
121	要求水準書 設計・建設業務編	48	第2章	第11節	10	(7)	6)		騒音・振動の基準	「建設作業に係る騒音・振動の勧告基準を遵守」と記載がありますが、勧告基準とは騒音規制法における基準値85dB及び振動規制法における基準値75dBとの理解でよろしいでしょうか。異なる基準値がございましたらご教示願います。	福井市公害防止条例(平成18年2月1日施行)及び福井市公害防止条例施行規則(平成元年7月1日施行)をご確認ください。
122	要求水準書 設計・建設業務編	49	第2章	第11節	10	(9)	2)		作業時間	朝礼、準備、後片付けはご指定の作業時間(午前8時 30分から午後5時00分)には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	原則として朝礼、準備、後片付け共に指定の作業時間に含まれます。
123	要求水準書 設計・建設業務編	50	第2章	第11節	10	(12)			工事状況の定点撮影	定点撮影の機材設置場所として、現施設の屋上や煙突頂部などを利用させていただき、撮影機材の電源を現施設より供給させていただくことは可能でしょうか。	質問の内容は既存施設の目的外使用となるため、具体的な内容は協議によります。
124	要求水準書 設計・建設業務編	50	第2章	第11節	10	(15)			負担金	実施方針に関する質問・意見及び回答にて「水道工事負担金については入札公告時に示す」と回答をいただきましたが、記載がございません。電力工事負担金同様、別途と考えてよろしいでしょうか。	水道工事負担金は事業者負担とします。
125	要求水準書 設計・建設業務編	52	第2章	第13節	3				検査及び試験の省略	「公的機関または、これに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、本市の承諾をもって検査及び試験については省略することができる。」と記載がありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」を活用したボイラ及び蒸気だめ等については、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書 設計・建設業務編	52	第2章	第13節	5				機器の工場立会検査	「本市が指定する機器・材料等は、製作工場で本市の立会のうえ、検査を行わなければならない。」と記載がありますが、本要求水準書に記載されている機器で、貴市における指定機器・材料等をご教示願います。	実施設計時に協議により決定します。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
127	要求水準書 設計・建設業務編	53	第2章	第15節	4				その他	今後短期間に飛躍的に性能向上の可能性があるものについては発注時点での最新機器を調達納入するよう記載がありますが、最新機器調達にあたり、入札時に想定していた機器（2021年11月12日時点で市場で購入可能な市販品）との差異により発生する費用については別途協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	協議の対象となりません。
128	要求水準書 設計・建設業務編	56	第3章	第1節	4	(7)			配管	「継手、フランジ及びバルブは、JISに準拠する」とありますが、石油学会（JPI）規格及びアメリカ機械学会（ASME）のフランジや継ぎ手を採用することは可能でしょうか。	要求水準書の記載のとおりです。
129	要求水準書 設計・建設業務編	57	第3章	第1節	8	(1)		6)	防災対策	「建築設備耐震設計・施工指針」を適応するよう記載がありますが、新施設における各設備・プラント機器類の耐震クラス設定をご教示頂けますでしょうか。	建築設備機器類は耐震クラスS設定です。
130	要求水準書 設計・建設業務編	60	第3章	第2節	1	(5)	6)		計量機	「計量機は大型車両による計量が可能なようにすること」と記載がありますが、想定してる大型車両のサイズ（ホイールベース寸法等）をご教示願います。	入札参加資格審査書類提出者提示資料から想定してください。
131	要求水準書 設計・建設業務編	60	第3章	第2節	1	(5)	8)		計量機	「カードはICカードとし」と記載がありますが、同等以上の性能を有する別のカードを提案することも可能と考えてよろしいでしょうか。	協議によります。
132	要求水準書 設計・建設業務編	61	第3章	第2節	2	(3)	3)		プラットホーム構造	プラットホームの構造について[鉄筋コンクリート]とありますが、プラットホーム建屋構造を鉄筋コンクリート造とすることではなく、21)に記載の通り、車が接触する高さまではコンクリート造とすることを指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書 設計・建設業務編	66	第3章	第2節	7	(3)	2)		前処理設備	前処理設備で処理する処理対象物の想定最大寸法をご教示願います。	処理対象物から想定してください。
134	要求水準書 設計・建設業務編	74	第3章	第3節	7	(3)	5)		助燃バーナ	「焼却炉立上時において、本装置のみで850 まで昇温できること。」と記載がありますが、2点ご教示願います。 1)ごみ投入開始も850 到達後と解釈して宜しいでしょうか。 2)用役費用も1)の条件で試算すると考えてよろしいでしょうか。	設備の性能に係る要求水準を示した項目です。
135	要求水準書 設計・建設業務編	75	第3章	第4節	1	(5)	11)		ボイラドラム液面計の形式	「ボイラドラムの片側に二色液面計及び透視式液面計を取り付けること」と記載がありますが、施設の安定稼働という観点から、蒸気漏れリスクの低いマグネットフロート式液面計の採用を検討してもよろしいでしょうか。	ボイラ構造規格第6 9条第1項に従ってください。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
136	要求水準書 設計・建設業務編	76	第3章	第4節	4	(2)				ボイラ給水ポンプ	「ボイラ給水ポンプは4基設置（1炉につき2基）」と記載がありますが、事業者実績に基づく、安定稼働とLCC最小化を両立する数量で提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
137	要求水準書 設計・建設業務編	77	第3章	第4節	6	(5)	4)			脱気器給水ポンプ	「保温施工すること」と記載がありますが、機器表面温度が80 以下の場合は、保温施工は不要と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
138	要求水準書 設計・建設業務編	78	第3章	第4節	8	(1)	5)			連続ブロー装置	「新施設内の不要蒸気ドレンは、独立の配管でブロータンクまで集めること」と記載がありますが、蒸気ラインドレンは、配管途中で逆流及び滞留しないことを条件として、合流してブロータンクへ集めることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりです。
139	要求水準書 設計・建設業務編	80	第3章	第4節	9	(1)	5)			高圧蒸気だめ	「減圧弁を設けること」と記載がありますが、減圧せずに高圧蒸気だめに流入する場合は減圧弁を設置しない提案としてもよろしいでしょうか。	提案は可としますが、詳細については実施設計時に協議とします。
140	要求水準書 設計・建設業務編	81	第3章	第4節	11	(4)				復水タンク	付属品に「圧力計」と記載がありますが、復水タンクを大気圧で使用する場合は圧力計を設置しない提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
141	要求水準書 設計・建設業務編	85	第3章	第5節	1	(5)				減温用空気圧縮機	減温用空気圧縮機について、消費電力の削減や建屋のコンパクト化を図ることができ、かつ雑用空気圧縮機にて共用している実績工場においても問題なく稼働していることから、他の空気圧縮機との共用をお認めいただけないでしょうか。	提案は可としますが、詳細については実施設計時に協議とします。
142	要求水準書 設計・建設業務編	85	第3章	第5節	2	(3)	8)			ろ過速度	本装置のろ過速度「1m/min以下」とは計画最大排ガス量（高質ごみ時）において、ろ過速度1m/min以下を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書 設計・建設業務編	90	第3章	第6節	1					発電設備	「高効率発電とし、福井市東山運動公園及び外部の余熱利用設備への熱供給と併せ、19%以上のエネルギー回収率を達成すること。」とありますが、貴市にて想定されている外部の余熱利用設備と供給熱量をご教示願います。また熱供給は東山運動公園と同じ条件（高温水）でしょうか。	質問回答81をご参照ください。
144	要求水準書 設計・建設業務編	94	第3章	第6節	2	(3)				場外余熱利用設備	福井市東山健康運動公園への高温水供給について、高温水の戻り温水温度（ ）、循環温水量（t/h）をご教示ください。	現段階で不明です。
145	要求水準書 設計・建設業務編	95	第3章	第6節	2	(5)	1)			余熱利用設備	既設配管の撤去後、既設トレンチを新設配管ルートとして利用可能でしょうか。あるいは、既設トレンチも撤去・更新が必要でしょうか。	35年以上の使用を前提とし、既設共同溝の再利用を可としますが、事業者の提案によります。新設する場合、既設は撤去してください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
146	要求水準書 設計・建設業務編	95	第3章	第6節	2	(5)	1)		場外余熱利用設備	「福井市東山運動公園までの既設配管の撤去及び新設をすべて行うこと」と記載がございます。「全て」とは要求水準書添付資料5「温水配管図面」のクリーンセンター側/公園側の取合い点から既設側はどこまでが範囲でしょうか。	既存工場棟内部を除き、既設配管は全て撤去します。
147	要求水準書 設計・建設業務編	98	第3章	第7節	5	(5)	3)		ダンパ	ダンパ付近に点検口を設けるよう記載がありますが、点検口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の自動制御ダンパと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書 設計・建設業務編	100	第3章	第7節	9	(3)	8)		煙突出口排ガス温度	環境影響評価書P.244表8.1-63 煙源条件記載の内容は基準ごみ時と推察します。煙突出口排ガス温度は基準ごみ時に160 以上と考えて宜しいでしょうか。	質問回答 6 0 をご参照ください。
149	要求水準書 設計・建設業務編	101	第3章	第7節	9	(5)	15)		煙突	脱臭設備のダクトへの排ガスの流入防止対策と接続部の腐食対策は、脱臭設備のダクトを煙突に接続する場合に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	要求水準書 設計・建設業務編	101	第3章	第8節	1				主灰冷却装置	主灰冷却装置の形式は事業者提案とのことですが、灰ビットへ搬送時の灰の状態（乾灰または半湿灰）に関しても、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	質問回答 9 3 をご参照ください。
151	要求水準書 設計・建設業務編	101	第3章	第8節	1				主灰冷却装置	半湿式方式の灰押出装置を設置する場合、灰押出装置で冷却機能を有することになるため、本装置の設置は不要と理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案において、可とします。
152	要求水準書 設計・建設業務編	103	第3章	第8節	4	(3)	8)		主灰搬送装置	油圧方式のご指定ですが、電動式の採用も可能でしょうか。	原則として油圧式としますが協議によります。
153	要求水準書 設計・建設業務編	104	第3章	第8節	5				選別設備	選別設備として必要に応じて磁選機およびアルミ選別機を設置するよう明記されていますが、焼却灰中の鉄およびアルミは資源化施設へ搬出する計画でしょうか。また各資源化先の受入基準等がございましたらご教示願います。	選別設備の設置は事業者の提案によります。搬出先の選定も事業者の提案によります。
154	要求水準書 設計・建設業務編	104	第3章	第8節	5				選別設備	選別設備として必要に応じてふるい分け装置および破碎機を設置するよう明記されていますが、焼却灰中の大塊物は最終処分場へ搬出せず貴市にて別途処分するとの理解でよろしいでしょうか。	選別設備の設置は事業者の提案によります。
155	要求水準書 設計・建設業務編	105 108	第3章	第8節	6 /10	(3) / (1)	2) / 3)		主灰ピット / 飛灰貯留サイロ	「計画最大日排出量において常時7日間分貯留可能」とありますが、「要求水準書(案)回答(20210219)」のNo.113及びNo.114でご回答いただきましたとおり、基準ごみ時の排出量をもとに当該容量を提案することは可能でしょうか。	基準ごみ時の排出量を基準とします。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
156	要求水準書 設計・建設業務編	105	第3章	第8節	6	(3)	2)			主灰ピット	「計画最大日排出量において常時7日分貯留可能な容量が確保できる大きさとする」と記載がありますが、要求水準書(案)での質疑NO.114で基準ごみ時の排出量を基準とすると回答頂いています。基準ごみ時において常時7日分貯留可能な容量としてよろしいでしょうか。	質問回答 1 5 5 をご参照ください。
157	要求水準書 設計・建設業務編	105	第3章	第8節	6	(3)	2)			主灰ピット	「常時7日間分貯留可能」と記載がありますが、災害時を想定されていると推察いたします。災害時の必要な薬品類の貯留量は、基準ごみの使用量をもとに決定するよう記載がありますので(運営・維持管理業務編p.15)、当該ピットの容量に関しても、基準ごみ時の排出量に基づく容量にて提案することでもよろしいでしょうか。	質問回答 1 5 5 をご参照ください。
158	要求水準書 設計・建設業務編	108	第3章	第8節	10	(1)	3)			飛灰貯留サイロ	「計画最大日排出量において常時7日分貯留可能な容量が確保できる大きさとする」と記載がありますが、要求水準書(案)での質疑NO.116で基準ごみ時の排出量を基準とすると回答頂いています。基準ごみ時において常時7日分貯留可能な容量としてよろしいでしょうか。	質問回答 1 5 5 をご参照ください。
159	要求水準書 設計・建設業務編	108	第3章	第8節	10	(1)	3)			飛灰貯留サイロ	「常時7日間分貯留可能」と記載がありますが、災害時を想定されていると推察いたします。災害時の必要な薬品類の貯留量は、基準ごみの使用量をもとに決定するよう記載がありますので(運営・維持管理業務編p.15)、当該ピットの容量に関しても、基準ごみ時の排出量に基づく容量にて提案することでもよろしいでしょうか。	質問回答 1 5 5 をご参照ください。
160	要求水準書 設計・建設業務編	112	第3章	第9節	1	(6)				上水	上水の取り合い点は、既設敷地内給水管からの分岐(既設引込管40Aの流用)と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の運営に影響がないことを前提に、関係部署と協議の上、既設給水管の流用を可とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
161	要求水準書 設計・建設業務編 及び 添付資料5_ユー ティリティ取合図	112	第3章	第9節	1	(6)			給水設備	給水設備について以下ご教示頂けますでしょうか。 添付資料5_給水関連図面を拝見しましたが、今回計画との取合点に関する記載が見受けられないため、取合点をご教示頂けますでしょうか。 (若しくは現地視察時にご説明のありました既存取合点での計画とするで宜しいでしょうか) 添付資料5_給水関係図面に34㎡と3㎡の受水槽が2基見受けられますが、それぞれの用途(上水供給先)をご教示頂けますでしょうか。 既設給水ポンプの能力が分かる資料をご提供頂けないでしょうか。 既設ポンプ室～既存工場までの給水配管ルートやトレンチの有無等が分かる図面をご提供頂けないでしょうか。 要求水準書の記述より、既設ポンプ室～新工場まで単独の給水配管を敷設する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	については、取合点は既設配管流用や新設など含めて提案によります。 については、34㎡は東山健康運動公園受水槽(上水)、3㎡はクリーンセンター受水槽(上水)となります。 については、上水はφ40×0.135㎡/min×100m×5.5kW 井水はφ80×0.53㎡/min×56m×11kWとなります。 については、添付資料17に示します。 については、提案によります。
162	要求水準書 設計・建設業務編	117	第3章	第10節	1	(7)	2)		災害時汚水貯留槽	緊急時放流を想定した際の水质基準をご教示ください。	緊急時放流が可能な排水は生活排水のみとし、公共用水域へ放流することを想定した水质基準としてください。
163	要求水準書 設計・建設業務編	117	第3章	第10節	1	(7)	2)		緊急時放流ライン 取り合い点	緊急時放流ラインの接続先は調整池と想定して宜しいでしょうか。	既存の緊急時放流ラインです。
164	要求水準書 設計・建設業務編	118	第3章	第11節	1	(16)			屋外設置の盤	屋外設置の場合はSUS304又は同等品以上とすること、とありますが、特別高圧受変電盤の筐体は、SUSの同等材として実績があるSS材+耐塩塗装でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
165	要求水準書 設計・建設業務編	119	第3章	第11節	2	(2)			受変電設備	現時点で、電力会社様との協議で決定している事項(取合点、取合方法等)がございましたらご教示ください。	現段階で決まってません。 最終決定は実施設計時となります。
166	要求水準書 設計・建設業務編	119	第3章	第11節	2	(3)			管理棟設備容量	公正な競争のために、管理棟改修後の開館時間、開館日をご指定下さい。	未定です。
167	要求水準書 設計・建設業務編	119	第3章	第11節	3	(3)	1)		配電方式	「特別高圧(特別高圧受電の場合)」と記載がありますが、受電方式に「AC77kV級」とある通り、特別高圧77kV 2回線受電との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書 設計・建設業務編	119	第3章	第11節	4				特高受変電設備	電力会社からの特高受電ケーブルの引込方法(架空か地下か)及び引込位置をご教示ください。	現段階では決まっていますが、埋設を想定しています。
169	要求水準書 設計・建設業務編	120	第3章	第11節	4	(2)			特別高圧変圧器盤	「特別高圧変圧器盤」と記載がありますが、盤収納の必要のない形式の場合は盤は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	要求水準書 設計・建設業務編	122	第3章	第11節	5	(1)	5)		高圧配電盤	「予備配電回路(作業が行える広さ)を設置すること」と記載がありますが、予備フィードを設けるのではなく、盤に予備配電回路の設置スペースを確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
171	要求水準書 設計・建設業務編	122	第3章	第11節	5	(2)	4)			高圧進相コンデンサ盤	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること」と記載がありますが、本進相コンデンサ盤で必要な機能を確認できる場合は、大容量機器に設置する個別進相コンデンサは必要に応じて設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書 設計・建設業務編	124	第3章	第11節	6					保護継電器盤	利便性を考慮し、各保護継電器は特高及び高圧受配電設備側に設置することをお認め頂けないでしょうか。	安全性に問題がなければ可とします。
173	要求水準書 設計・建設業務編	125	第3章	第11節	7					電力監視盤	「本設備は、ごみ処理プロセスとは独立した専用回線を設け、監視操作・帳票作成などが可能なこととする」と記載がありますが、電力監視操作用としてオペレータコンソールを設置し、保護継電器は特高及び高圧受配電設備側に設置することをお認め頂けないでしょうか。	可とします。
174	要求水準書 設計・建設業務編	125	第3章	第11節	7	(1)				電力監視盤	本監視盤の機能を冗長化したオペレータコンソールに機能集約してもよろしいでしょうか。	可とします。
175	要求水準書 設計・建設業務編	126	第3章	第11節	8	(4)	1)			低圧配電設備	「省エネルギー管理の観点から、最新のインテリジェント機器を採用して計画すること。」と記載がありますが、必要なフィーダを計測ユニット付ブレーカとし、電力量管理を可能とするとの理解でよろしいでしょうか。	質問内で提示した内容を含め、提案によります。
176	要求水準書 設計・建設業務編	127	第3章	第11節	9	(3)	3)			低圧動力制御盤	収納機器に記載の「ON・OFF押釦スイッチ」は誤操作を防止する観点から低圧動力制御盤には設置せず、機側及びオペレータコンソールに適用する構成をお認め頂けないでしょうか。	可とします。
177	要求水準書 設計・建設業務編	128	第3章	第11節	9	(6)				中央監視操作盤	本監視盤の機能を冗長化したオペレータコンソールに機能集約してもよろしいでしょうか。	可とします。
178	要求水準書 設計・建設業務編	129	第3章	第11節	9	(8)		4)		推奨ケーブル	ご指定頂いている推奨ケーブルを採用する部分は盤間及び盤以降の機器までの配線工事分とし、機器本体内の配線類は通常の一般ケーブルにて計画して宜しいでしょうか。	原則、要求水準書のとおりとし、詳細は実施設計時の協議によります。
179	要求水準書 設計・建設業務編	131	第3章	第11節	11	(2)				交流無停電電源装置	6)特記事項において、「交流電源装置の容量・保持時間は直流負荷見合いとすること」と記載があることから、直流電源装置のバッテリーを共用する複合型の採用をお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
180	要求水準書 設計・建設業務編	134	第3章	第12節	2	(3)	11)		建築設備関係運転制御	建築設備関係運転制御は、プラントの制御システムとは別に、P.177第4章第4節1.(6)による「中央制御室で主要機器の監視ができる」システムを設けるものと考えてよろしいでしょうか。また、建築設備関係の運転制御は、P.178第4章第4節2.(1)1)によるパッケージエアコンのリモコン、および、P.183第4章第5節3.(2)電灯設備のリモコンスイッチ等による集中制御を行うものとし、二重化は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	建築設備関係運転制御はプラントの制御システムとは別にすることに関しては可とします。また、建築設備関係の中央制御室で主要機器の監視はパッケージエアコンのリモコンのほか全熱交換器ユニット、送風機、ポンプ類を含みます。パッケージエアコン、全熱交換器ユニットの各室リモコンも設置とします。電灯設備のリモコンスイッチは各室にて集中点消灯可能なものとします。
181	要求水準書 設計・建設業務編	136	第3章	第12節	3	(3)			ITV装置	モニタ設置場所に「本市が監視可能な場所にも設置すること。」と記載がありますが、本施設の貴市事務室に設置するという理解でよろしいでしょうか。	既存管理棟を想定していますが、それを超える提案を妨げるものではありません。
182	要求水準書 設計・建設業務編	138	第3章	第12節	5	(2)			出力機器	帳票用プリンタ、警報記録用プリンタ及び画面ハードコピー用プリンタは機能的に兼用可能と考えるため、兼用をお認めいただけないでしょうか。	可とします。
183	要求水準書 設計・建設業務編	139	第3章	第12節	5	(3)			本市事務室用データ処理端末	遠隔地において、本市職員の端末からインターネット等を用いて表示・監視を行うことが可能なシステムとありますが、端末にはあらかじめ表示・監視するためのソフトウェアが必要になります。端末についてはソフトウェアをインストールし設定したものを事業者にて手配するという理解でよろしいでしょうか。	表示・監視の具体的な内容は協議によります。
184	要求水準書 設計・建設業務編	139	第3章	第12節	5	(3)			本市事務室用データ処理端末	事務室用データ処理端末を遠隔地に設置する場合、インターネット開設費及び月々の回線使用料は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
185	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第13節	7	(3)	1)		洗車設備	同時洗車台数及び1日の洗車台数についてご教示願います。	既存の日搬入台数から想定してください。 同時洗車台数は提案とします。
186	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第13節	7	(3)	1)		洗車設備	「特記事項に1)直営及び委託の収集運搬車両は全て洗車することとし、通り抜けによる自動洗浄方式も可とするとあり、3)には手動洗車装置及び洗車排水設備を設けること」とありますが、洗車方式については、自動洗浄方式、手動洗浄方式のどちらにするか(もしくは両方設置)は事業者提案によるものとの考えでよろしいでしょうか。	原則として、自動洗浄方式とします。
187	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第13節	7	(4)	1)		洗車設備	洗車設備に関して2つ質問があります。 1)直営および委託の収集運搬車両は全て洗車すること」と記載があります。P.16 表2.1.12-1の計量事務手続きなしのうち、委託と直営は全て洗車し、許可車両は洗車不要という理解でよろしいでしょうか。 2)通り抜けによる自動洗浄方式とする場合、冬場の温水使用および手動洗浄装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	1)について、許可業者車両も洗車の対象となります。 2)について、提案によります。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
188	要求水準書 設計・建設業務編	144	第3章	第13節	8				給油設備	必要に応じ設置とあり、本設備は事業者の運営形態に応じ任意提案できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、燃料、燃料貯留容量について[]内に指定明記されていますが、本設備を設置する場合においても、燃料、容量等は任意提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書 設計・建設業務編	146	第3章	第13節	11	(5)	2)		小型動物受入の調整	「処理できない大きさの有害鳥獣は指導し受け入れを拒否してよい。」とありますが、小型動物専焼炉を設置しない場合でも、同様の対応が可能との理解でよろしいでしょうか。 また、実施方針時の運営・維持管理業務編の要求水準書(案)への質問回答No.24で「1m程度の有害鳥獣を受け入れることを想定しています。前処理については、事業者範囲ではありません。」とあります。 搬入時に1m程度を超える場合や前処理が必要と判断される場合は、受け入れをお断りしてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書 設計・建設業務編	146	第3章	第13節	11	(5)	4)		小動物専焼炉	小型動物専焼炉を設置する場合について、以下ご教示ください。 ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設に該当する場合、大気排出基準値をご教示願います。 専焼炉に入る大きさになったものを受け入れるとありますが、大きさの指定はありますでしょうか。	小型動物専焼炉を設置する場合は、設置する施設条件に応じて関係機関と協議を行ってください。 最大寸法については、既存施設と同様に1m程度の有害鳥獣を受け入れることを想定しています。
191	要求水準書 設計・建設業務編	148	第4章	第1節	1	(1)	10)		門・囲障工事	門・囲障工事に「現施設範囲の撤去、更新も含む」と記載がありますが、現施設の門・囲障の図面データ等の資料をいただけないでしょうか。	お示しできる資料はありません。
192	要求水準書 設計・建設業務編	148	第4章	第1節	1	(3)	1)		仮囲い	「仮囲いは、意匠鋼板により高さ3m以上で事業用地全周にわたって設置すること」とありますが、敷地の北側など造成法面の状況から仮囲いの設置が不要と推測される場所があることから、全周ではなく必要な箇所への設置とさせていただきますでしょうか。	可とします。詳細については着工前に協議して決めることとします。
193	要求水準書 設計・建設業務編	148	第4章	第1節	1	(3)	1)		仮囲い	仮囲いは、事業用地全周にわたって設置することとなっていますが、参考資料に示された事業用地は、別途工事となっている調整池整備と敷地造成に係る事業用地も含む内容となっていると思われます。新ごみ処理施設整備に関わる事業用地との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書 設計・建設業務編	148	第4章	第1節	2	(2)			事業実施区域	今回工事の雨水排水の水理計算を対象とする流域エリアは、添付資料1に示される事業実施区域全体(FH=54.9mの工場のエリアだけでなく、背面の切土斜面や下部の法面(補強土壁)も含むエリア)でしょうか。もしくは、FH=54.9mの工場のエリアのみになりますでしょうか。	入札参加資格審査書類提出者提示資料をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
195	要求水準書 設計・建設業務編	152	第4章	第2節	4	(1)	4)		構造計画 基本方針	「機器及び水槽は「重要機器」「重要水槽」とする。」と記載がありますが、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠し、設備機器の重要度に応じて「重要機器」「重要水槽」を設定してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書 設計・建設業務編	152	第4章	第2節	4	(2)		14)	構造計算	煙突外筒の設計は法規定に基づき、高さ60m超工作物に適用される時刻歴応答解析による設計を行います。このため、「4)および5)と同様に設計を行うこと」は「4)および5)と同等以上の耐震性能を確保すること」と読み替えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書 設計・建設業務編	152	第4章	第2節	4	(2)			煙突構造計算	建屋一体型煙突とする場合、煙突部分が高さ60mを超えるため建築基準法第20条第1項第一号「高さ60mを超える建築物」に該当し、建屋を含めた時刻歴応答解析及び大臣認定取得が必要であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	要求水準書 設計・建設業務編	153	第4章	第2節	4	(2)	4)		プラントの耐震設計	「炉体鉄骨等の耐震計算は、(中略)建築基準法に定める地震力を算定して設計すること」と記載がありますが、建築基準法による耐震計算が必要なものは炉体鉄骨のみでよろしいでしょうか。	建築構造とみなされる場合は建築の耐震基準に従うこととします。
199	要求水準書 設計・建設業務編	153	第4章	第2節	4	(2)	12)		構造計算	「筋交いより早く降伏しないことを確認すること。その場合、梁部材の部材種別は柱部材の部材種別として算出し、局部座屈を起こさないことを確認すること。」とありますが、部材群としての種別決定時も梁の種別を柱の種別をして決定するのでしょうか。また、筋交いが降伏した後に周辺梁が降伏することは良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	要求水準書 設計・建設業務編	153	第4章	第2節	4	(3)	2)		オオタカ	「オオタカの異常行動が確認された場合は工事停止となるため留意すること」と記載がありますが、オオタカの異常行動が確認されたことにより工期や費用などに影響がある場合は、不可抗力とみなして貴市と別途協議させて頂くものと理解してよろしいでしょうか。	環境影響評価書に基づき施工してください。不可抗力については協議によります。
201	要求水準書 設計・建設業務編	154	第4章	第2節	4	(3)	3)		地質調査	「既存資料で対応できない部分がある場合には、新たにボーリング等の地質調査を行い、基礎設計を行うこと。」と記載がありますが、設計に反映するためには造成工事中に調査を実施する必要があるため、造成工事中に測量やボーリング等の調査を実施できるものと考えて宜しいでしょうか。	造成工事に影響ない範囲で可とします。
202	要求水準書 設計・建設業務編	154	第4章	第2節	4	(4)	4)		構造区分	「ごみクレーン支持架構レベルまでは、RC又はSRC構造とすること」とありますが、一方で「建屋の軽量化に努め、屋根、壁の剛性を確保して…」と記載があります。つきましてはホップステージより上部の構造区分について、防臭及び必要な強度・剛性を確保することを条件にS造とすることをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
203	要求水準書 設計・建設業務編	155	第4章	第2節	4	(5)		4)	床	「建屋1階の床は、地下室施工後の埋戻し等の沈下の影響を受けないスラブ構造」と規定されています。これは、土間床の採用は不可との解釈で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	要求水準書 設計・建設業務編	166	第4章	第2節	6	(9)	4)		大会議室	大会議室の表中に什器備品等の記載がありませんが、必要な什器備品類についてご教示願います。	想定使用人数から必要な什器備品類を提案してください。
205	要求水準書 設計・建設業務編	167	第4章	第2節	6	(9)	4)		展示室	「展示品を展示するための書棚、展示棚、展示ステージ、展示兼用パーティション等を設ける。」と記載がありますが、展示品については貴市所掌で準備して頂けると考えてよろしいでしょうか。	市から提供するもの以外は、基本的に事業者所掌です。
206	要求水準書 設計・建設業務編	168	第4章	第2節	6	(9)	5)		見学者通路	「見学を行う設備は、プラットホーム、ごみビット、焼却炉、発電設備、排ガス処理設備、灰ビットとし、」と記載がございますが、灰ビットなどの一部の見学場所についてITVを用いた見学を提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	質問回答207をご参照ください。
207	要求水準書 設計・建設業務編	168	第4章	第2節	6	(9)	5)		見学を行う設備	「見学を行う設備は、プラットホーム、ごみビット、焼却炉、発電設備、排ガス処理設備、灰ビットとし」と記載がありますが、柔軟な見学者動線計画をご提案するために、灰ビットなどの一部の見学場所についてITVを用いた見学も可能とすることをお認めいただけないでしょうか。	見学内容については必須とし、見せ方は事業者の提案とします。
208	要求水準書 設計・建設業務編	169	第4章	第2節	6	(11)	2)		トイレ	多目的トイレに設ける「収納式多目的シート」とは具体的にどのようなものでしょうか。	介助が必要な方のおむつ交換や衣服の着脱のためのシートです。シートの長辺側を壁方向に収納するタイプを想定しています。
209	要求水準書 設計・建設業務編	173	第4章	第2節	7	(2)	8)		内部仕上げ表	内部仕上げ表はあくまで(参考)と考え機能、性能が確保できれば貴市との協議により変更可能と考えてよろしいでしょうか。例えば工場棟排ガス処理設備室壁は「コンクリート打ち放し補修」となっていますが、構造区分がS造となる場合は乾式の仕上げを考慮する等は可能でしょうか。	前段については、協議によります。後段については、例示ですので回答を控えさせていただきます。
210	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11				既存管理棟改修	内装の改修工事は、一旦既存の内装をすべて解体した上で行うものと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11				既存管理棟改修	内装工事について、改修後の仕上をご提示いただけないでしょうか。	内装仕上げに関しては事業者提案とします。
212	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11				自動火災報知設備	既存管理棟の自動火災報知設備と新施設とは別棟の考えとし、各々独立していると考えて宜しいですか。また、上記の場合、お互いの状態を確認するための副受信機等を計画する必要がありますか。	自動火災報知設備はそれぞれ独立のものとして、主設備を工場棟、副設備を既存管理棟にし、相互の状況を確認できるよう計画してください。
213	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11				既存管理棟改修工事	既存管理棟は、地域住民が自由に入れる施設としてありますが、既存管理棟への来場者が新設工場棟へも自由に来場させるような運営をお考えでしょうか。	工場棟に関しては、地域住民を含め、市民に開かれたものとなるように考えています。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
214	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11	(1)			既存管理棟改修工 事	既存管理棟の改修工事に際しては、現行法・規定に 遡及する必要はないものと考えてよろしいでしょう か。また重要度係数1.25を考慮した耐震補強等の要 求はございますでしょうか。既設の構造計算書をご 提供願います。	改修の内容により、遡及する可能性 がありますので、最終的には本市建 築指導課の判断によります。 構造計算書はありません。
215	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11	(4)			既存管理棟	着工時期については協議によるとありますが、供用 開始までの工事期間の指定はございますでしょうか。	特にありません。ただし、既存施設 の運転に支障がないようにしてくだ さい。
216	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11	(4)			既存管理棟の着工 時期	「既存管理棟は、既存焼却施設稼働中は利用する。 基本的に新施設完成後に既存管理棟改修工事を実施 することを計画しているが、新施設の試運転等を考 慮し着工時期については本市との協議とする。」と 記載がありますが、いかなる協議結果においても、 既存管理棟改修工事は設計・建設期間の完了日（令 和8年3月31日）までに完了させるものという前 提で着工時期について協議していただけたらと考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第2節	11	(4)			既存管理棟のアス ベスト有無	既存管理棟の外壁等の下地塗装、内装材にはアスベ ストの含有はないものと考えてよろしいでしょうか。 また、工事に際し、建設事業者によるアスベスト の事前調査は不要であると考えてよろしいでしょ うか。	アスベストについては改修工事の実 施に伴い、事業者で事前調査を実施 してください。
218	要求水準書 設計・建設業務編	174	第4章	第3節	1	(2)	2)		不等沈下	「不等沈下に関して、詳細は、本市との協議による ものとする」と記載がありますが、不等沈下（圧密 沈下計算）に関する報告書・計算書等をご 提供願います。	お示しできる資料はありません。
219	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(2)			構内排水設備工事	事業用地内に既存の雨水排水施設がある場合、既存 部分の雨水排水に支障を来さないようそれらを改 修する必要が生じると考えますが、その改修工事は 今回の事業対象でしょうか。 対象である場合、既存の雨水排水施設の図面をご提 示ください。	前段について、ご理解のとおりで す。 後段について、既存雨水排水施設の 図面はありません。
220	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(1)	2)		融雪設備	融雪により生じた排水（雪解け水等）は雨水排水と して扱って宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(1)			既設構内道路	事業用地内で既設構内道路となっている部分は、既 設道路を使用できるものとし、舗装の撤去・更新は 見込まないと考えて宜しいでしょうか。	新施設を供用するにあたり必要な部 分は撤去・更新としてください。
222	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(2)	2)		構内排水設備工事	事業実施区域内に降った雨水は雨水調整池へ導くこ と、とありますが、既存の法面や別途工事の造成工 事により構築される法面等の雨水を調整池へ導く工 事は事業対象でしょうか。事業対象でない場合、そ の範囲をご提示ください。事業対象の場合、入札参 加申請時に受領できる造成計画関係図面や雨水調整 池設計図に設計条件が示されるものと考えてよいで しょうか。	既存の法面や造成工事により構築さ れる法面等の雨水を調整池へ導く工 事は本事業対象外です。 雨水排水の範囲は、添付資料2に示 す造成引渡高54.9盤の敷地面です。 場内排水計画については、入札参加 資格審査書類提出者提示資料にて示 します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
223	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(2)	2)			構内排水設備工事	オイルトラップの設置の必要はありますでしょうか。設置を要する場合、オイルトラップを経由する必要がある範囲をご教示ください。	提案によります。
224	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(2)	2)			構内排水設備工事	事業実施区域内に降った雨水は雨水調整池へ導くこと。との記載がありますが、既存の貯水池へ流入している法面の降雨も含め全区域の降雨に対し雨水調整池まで導くという理解で宜しいでしょうか。事業実施区域の内、調整池に流入させない区域があればご教示願います。	事業実施区域内の雨水排水計画については、入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
225	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第3節	2	(2)	2)			雨水	「事業実施区域内に降った雨水は雨水調整池へ導くこと。」とありますが、事業実施区域とは添付資料2(計画平面図)で示される造成面と考えてよろしいでしょうか。また、雨水排水の計画に当たり、造成工事で行われる調整池、雨水排水計画をご提示願います。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
226	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第3節	2	(4)				植栽・芝張工事	植栽・芝張工事について、別途発注される造成工事での植栽工事範囲との所掌区分ラインをご教示ください。 造成工事の法面、小段部分及び調整池廻り等の植栽は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	造成工事での植栽工事範囲については、入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
227	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第3節	2	(5)	1)			門柱	「門柱を搬入道路からの主たる出入口に計画する」とありますが、具体的にどの位置を指すのでしょうか。	現在の位置を想定していますが、提案によります。
228	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第3節	2	(5)	3)			囲障	「事業実施区域境界部及び雨水調整池外周部に囲障を配置する」とありますが、囲障は当該部分の全周に設置するのでしょうか。特に事業用地の西側に東山健康運動公園内を境界線が横切るような部分がありますが、その部分にも囲障の設置が必要でしょうか。	東山健康運動公園内の境界部は不要です。本工事における囲障の範囲は、添付資料2に示す造成引渡高54.9盤面の敷地周囲を基本としますが、詳細は協議によります。
229	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第3節	2	(5)	3)			囲障	「事業実施区域境界部及び雨水調整池外周部に囲障を配置すること」と記載があります。これは要求水準書添付資料1に示される事業用地の境界線を指すものと推察しますが、事業用地の北側など造成法面の状況から囲障の設置が不要と推測される場所や既設炉との境界など既設運用に支障ある範囲は除き、全周ではなく必要な箇所への設置とさせていただけないでしょうか。	可としますが、詳細な範囲については協議によります。
230	要求水準書 設計・建設業務編	176	第4章	第3節	2	(5)	3)			囲障	「危険のある部分の囲障は高さ1.8m以上とすること」と記載がありますが、雨水調整池外周部は「危険のある部分」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	質問回答228をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
231	要求水準書 設計・建設業務編	177	第4章	第3節	3				さく井工事	実施方針に関する質問・意見及び回答にて「既設井戸の流用は可能」と回答をいただきましたが、場外ポンプ室からの井水供給水量をご提示願います。また、プラットホーム下の井戸の用途、使用水量（L/min）についてもご提示願います。	場外ポンプ室からの井水供給水量については、入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。プラットホーム下の井戸の用途については、工場用水受水槽への給水及びプラットホームの清掃用水です。水量計等の計器が無いため使用水量は不明です。
232	要求水準書 設計・建設業務編	177	第4章	第3節	3				さく井工事	さく井工事に関して以下2点、ご教示ください。 (1)「井戸の設置場所は本市との協議により決定」とありますが、入札時点では事業者想定で配置を計画して宜しいでしょうか。また、貴市との協議により設置場所が確定後、入札時の想定位置（提出図面に記載する位置）との差異により発生した費用（配管長の変更等による）に関しては別途協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 (2)新設する井戸の深さ及び井戸ポンプの据付レベルについては事業者想定と考えて宜しいでしょうか。また、実施設計過程における試掘および貴市関係部署との協議の結果、入札時想定（提出図面に記載する想定深さ）との差異が生じた場合の費用に関しては別途協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	（１）、（２）について、配置、深さ及び据付レベルは事業者想定での配置で構いません。ただし、費用の変更は行いません。
233	要求水準書 設計・建設業務編	179	第4章	第4節	4	(4)			給水量	市職員5人とありますが、本職員は常駐ではなくスポット滞在と考えてよろしいでしょうか。	本市職員は常駐の予定です。
234	要求水準書 設計・建設業務編	183	第4章	第5節	6				拡声設備	本計画に於いて、「消防法上必要な場合」の定義として、法規上での解釈とし、所轄消防との協議による指導は対象外と考えて宜しいですか。	所轄消防の協議による指導も対象の範囲内です。
235	要求水準書 設計・建設業務編	180	第4章	第4節	8				配管仕様	一覧表に記載の無い配管材（場外余熱供給用の温水配管、井水配管など）については、事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書 設計・建設業務編	184	第4章	第5節	8	(2)			雷保護設備仕様	要求水準として「JIS A 4201」と頂いております。本計画に於いて「JIS A 4201 1992」にて計画しても既存施設等との問題はないでしょうか。	本工事に使用する各規格は最新のものとしてください。
237	要求水準書 設計・建設業務編		第4章	第5節					航空障害灯	煙突は高さ60m超になると考えられますが、要求水準にて、航空障害灯の項目がありませんが、今回は免除の対象となりますでしょうか。要否をご指示願います。 また、航空障害灯が必要な場合は、航空標識を中光度白色航空障害灯にて計画して宜しいでしょうか。	航空障害灯の設置については実施設計時に航空局との協議により市が決定します。ただし、設置義務緩和措置を受けることを想定しています。
238	要求水準書 運営・維持管理業務編	2	第1章	第1節	6				運営事業者の業務範囲	運営事業者の業務範囲は、新施設運営に係る以下の業務とあり、本業務範囲は添付資料1に示される事業用地範囲とし、既設工場範囲に係る維持管理は本業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
239	要求水準書 運営・維持管理業務編	10	第2章	第1節	(5)				業務実施体制	「副生成物等の資源化を行う場合は、引取、運搬、資源化企業を安定的に確保することとし、費用負担を含め運営事業者の所掌とする。」とございますが、「入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表」では副生成物の運搬・処分は市様の所掌となっております。どちらの条件を正と理解すればよろしいでしょうか。	資源化を行う場合の所掌は事業者とします。
240	要求水準書 運営・維持管理業務編	10	第2章	第1節	(5)				副生成物の資源化	「副生成物等の資源化を行う場合は、～中略～費用負担を含め運営事業者の所掌とする。」と記載がありますが、P.15「7. 焼却灰の搬出」では資源化物（焼鉄等）の処理・処分は貴市の所掌となっております。事業者が処理すべき副生成物とは具体的に何を示唆しているかご教示ください。	資源化物の処理・処分は事業者の所掌とし、売却益は市に帰属します。
241	要求水準書 運営・維持管理業務編	12	第3章	第1節	4	(1)			ごみ処理手数料の徴収等	「直接搬入者については、直接料金を徴収するため、収納及び伝票発行等の事務を行う。」と記載がありますが、ごみ処理手数料の徴収方法として、自動精算機を用いて利用者に直接ごみ処理手数料をお支払頂く方式を採用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
242	要求水準書 運営・維持管理業務編	12	第3章	第1節	4	(2)			ごみ処理手数料の徴収等	「本市が指定する金融機関へ振り込むこと」と記載がありますが、以下についてご教示ください。 新工場から最寄りの指定金融機関までの距離を算出するために、ご指定金融機関名をご教示ください。 納付書発行の有無等、必要な手続きがあればご教示ください。 警備会社による現金輸送・振込み手続きの実施可否についてご教示ください。	について、「福井市指定金融機関及び福井市収納代理金融機関の指定について（平成15年11月13日 告示第97号）」で定めています。 について、納付書払いとします。 については協議によります。
243	要求水準書 運営・維持管理業務編	13	第3章	第1節	5				受付管理	市民による直接搬入については、電話等による事前予約制ではないとの理解でよろしいでしょうか。事前予約制とする場合、予約の電話受付の所掌は事業者でしょうか。また、受付時間は同ページ5.受付時間に示されている日時と同様と考えてよろしいでしょうか。	事前予約制ではありません。
244	要求水準書 運営・維持管理業務編	13	第3章	第1節					受付管理	受付時の住民情報の記録及び貴市への報告は必要でしょうか。必要な場合、記録すべき住民情報の内容をご教示ください。	協議によります。
245	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第4章	第2節	1	(3)			新施設に係る 運転管理業務	「可燃性粗大ごみ、段ボール、古紙及び紙パック類と可燃ごみが混載されていた場合、それぞれの重量を計量すること」と記載がありますが、古紙類と可燃ごみとでごみ処理手数料が異なるためとの理解でよろしいでしょうか。また、古紙類については種類ごとに重量を計量する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。ごみ種ごとにごみ処理手数料が異なる場合には、具体的な料金体系をご教示ください。	前段について、ご理解のとおりです。 段ボール、古紙及び紙パックについては種類ごとに重量を計量する必要はありません。 徴収する料金については要求水準書の記載のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
246	要求水準書 運営・維持管理業務編	14	第4章	第2節	1	(4)			新施設に係る 運転管理業務	「展開検査は年6回実施している。」と記載がありますが、1回当たりの対象台数をご教示ください。	概ね2台を想定しています。
247	要求水準書 運営・維持管理業務編	15	第4章	第2節	4				備品・什器・物 品・用役の調達・ 管理	「運営開始後に必要となる備品・什器・物品・用役等は運営事業者が調達・管理を行うこと。」と記載がありますが、一方で建設要求水準書P.173「8. 建物内備品・什器」においては、「新施設内に必要な備品・什器は「第4章 第2節 6.(9)一般諸室部門を基本として全て整備すること。」と記載があります。建物内に設置する備品・什器については建設事業者にて手配すると理解してよろしいでしょうか。	最初の調達は建設事業者とし、運営開始後に追加で必要となるものは運営事業者の所掌となります。
248	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第4章	第2節	7				焼却灰等の搬出	「焼却灰、飛灰処理物が基準を満たさない場合」と記載がありますが、貴市が指示する受入先の受入基準をご教示ください。	質問回答93をご参照ください。
249	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第4章	第2節	8				売電の事務手続き	「運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと」と記載がありますが、売電に係るアンシラリー料金の支払いは貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	要求水準書 運営・維持管理業務編	16	第4章	第2節	8				売電の事務手続き	「運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと」と記載がありますが、売電先は事業者により提案可能でしょうか。	提案は可能ですが、最終的な売電先は本市が決定します。
251	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表7				業務期間中の測定 項目	区分：焼却主灰、飛灰処理物について 測定項目：重金属溶出量 とありますが、計測する重金属の項目、計測検体数について明示願います。	対象となる重金属の項目は要求水準書 設計・建設業務編P17 第2章 第1節 14. (2) 表2.1.14-1とします。 計測検体数については、検体について代表性のある数値が得られる数量として、ご提案ください。
252	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表7				業務期間中の測定 項目	小型動物専焼炉を設置する場合で、当該専焼炉がダイオキシン類対策特別措置法における特定施設に該当する場合、排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定頻度は法令に基づき年1回以上としてよろしいでしょうか。	質問回答190をご参照ください。
253	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表7				業務期間中の測定 項目	表7 測定項目に焼却主灰の重金属溶出量が含まれていますが、測定項目ならびに基準値は要求水準書設計・建設業務編p17 表2.1.14-1の飛灰処理物の溶出基準を準用するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節	表7				業務期間中の測定 項目	区分：鉄類について 測定項目：資源化物 とありますが、計測する項目、検体数について明示願います。	資源化物が発生する場合においては事業者の所掌とし、提案によります。
255	要求水準書 運営・維持管理業務編	24	第6章	第2節					表7 業務期間中の測定 項目	居室環境測定の対象となる部屋は中央制御室、運営事務所を想定しておりますが、よろしいでしょうか。	一般諸室全般を指します。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
256	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第2節					植栽管理	本業務の剪定・草刈等で発生する燃やせるごみの処理は、本施設のごみ処理手数料の徴収対象外と考えてよろしいでしょうか。	処理手数料の徴収対象です。
257	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第5節					清掃業務(新施設以外)	対象となる事業実施区域内の現行の清掃仕様(範囲・頻度・清掃内容)及び費用を提示願います。	現施設における清掃業務については、週4日の頻度で、管理棟及び工場棟(一般居室のみ)の清掃を行っています。費用は年間100万円程度です。公園部については、芝生管理を年3回行っています。
258	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第6節	(1)				施設警備・防犯	「施設及び場内の～」とありますが、ここでの「施設」とは「新施設」を指すという理解でよろしいでしょうか。もし、事業実施区域内を指す場合は、現行の警備仕様(範囲・頻度・警備内容)及び費用を提示願います。	現クリーンセンターを含む新施設の敷地を指します。
259	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第2節					植栽管理	運営事業者は、事業実施区域内の緑地、植栽等を常に良好に保ち(剪定・草刈等を含む)、適切に維持管理することありますが、別途工事と思われる造成工事範囲の植栽計画について、植樹仕様、本数が判る図面を提供願います。	質問回答226をご参照下さい。
260	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第3節					調整池管理	調整池管理について、具体的な管理業務内容をご教示ください。また、貴市の調整池の管理要領書または管理報告書の参考開示をお願いいたします。	雨水調整池の機能を適切に担保するための管理を行ってください。
261	要求水準書 運営・維持管理業務編	31	第8章	第5節					清掃業務(新施設以外)	「事業実施区域内を清掃し清潔に保つこと」と記載がありますが、改修後の管理棟の維持補修、清掃業務は業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。また、既存の道路、既存の消雪設備等の維持補修、清掃についても業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	既存管理棟についてはご理解のとおりです。既存の道路、消雪設備等については、新施設の運営に必要な範囲は事業者の所掌とします。
262	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第9章	第1節	(1)				見学者対応	施設見学者(一般見学者)の受付及び説明については、事前に予約された方々のみを対象として、事前予約のない自由見学者は対象としないという理解でよろしいでしょうか。また、12月31日～1月3日は見学者の受け入れを行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書 運営・維持管理業務編	32	第9章	第2節	(3)				周辺住民対応	「本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。」とありますが、既に協定等を結ばれておられる場合ご教示ください。	新施設の整備にあたり、新たに公害防止協定を結ぶ予定です。締結次第、事業者へお示しします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
264	要求水準書 添付資料		1						事業実施区域	添付資料-1に示される事業用地範囲ですが、添付資料-7既設工場車両動線に干渉している個所がございます。既設工場の動線確保の観点より幅員確保等必要な条件等があればご指示願えますでしょうか。また、既存管理棟と搬入斜路が含まれていませんが、これらは「本事業」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	上段について、既存施設の運営に影響がないようにしてください。下段についてはご理解のとおりです。
265	要求水準書 添付資料		2						計画平面図	既存貯水池上部の、54.9高さの造成平場南端部と現況地形と高さに高低差があるように見受けられますが、別途造成工事にて擁壁が設置されるものと考えて宜しいでしょうか。またその詳細については「入札参加資格審査書類提出者提示資料内造成計画関係図面」にて確認できると考えて宜しいでしょうか。図面で確認できない場合はその計画内容についてご教示願います。	造成工事の詳細については入札参加資格審査書類提出者提示資料にて可能な範囲で示します。
266	要求水準書 添付資料		2						計画平面図	「造成引渡高54.9盤は設計荷重10kN/m2としている」と記載がありますが、路床部をFH=54.9mとした上部に路盤+舗装(約30~50cm程度)を敷設して、その上に設計荷重10kN/m2が作用すると考えて宜しいでしょうか。	入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
267	要求水準書 添付資料		3						計画平面図	添付資料-2に示されるように、造成では二段の補強土壁が計画されています。本工事としての仮設資材等置場確保の為、各補強土壁上部の平場(造成計画高41.90、49.90)は仮設用地(仮設事務所、仮設資材置場等)として使用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
268	要求水準書 添付資料		4						地層断面図	土層断面図や調査結果の考察などを含む、報告書本文をご提示いただくことはできないでしょうか。	添付資料18に示します。
269	要求水準書 添付資料		4						地質調査図	添付資料4は地質調査報告書の抜粋「調査位置図、柱状図、室内試験結果」ですが、杭工法選定及び土工事計画のため、報告書一式をご提示していただけないでしょうか。	お示しできる資料としては添付資料4の内容となります。
270	要求水準書 添付資料		4						地質調査図	杭工法選定のため、造成工事で実施される盛土の土質及び最大粒径をご提示ください。岩等の工事に支障の生じる可能性のあるものはないと考えてよろしいでしょうか。	入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
271	要求水準書 添付資料		5						温水配管	公園施設側の取合点が不明です。建屋の外(建屋から1m離れた位置)でのバルブ取合と想定して宜しいでしょうか。	公園施設側の取合点については、東山運動公園との責任分界点までの更新としてください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
272	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	場外ポンプ室から揚水ポンプで上水40A、井水100Aが送られているのでしょうか。それとも加圧給水ポンプで送水しているのでしょうか。ポンプの仕様をご提示願います。	揚水ポンプにより、市道部については上水50A、井水100Aで送水しています。場内内への接続点で上水50Aから40Aに分岐しています。ポンプの仕様については、質問回答161をご参照ください。
273	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	東山健康運動公園への高温水供給について、「送り温度は95～105、最大熱量は約6,300MJ/h」と記載がありますが、その他の条件（ドレン回収有無・戻り温度・圧力・流量）に関してご提示願います。	お示しできる資料としては送り温度と最大熱量になります。
274	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	図示されている既存の管路等は使用せず、全て新たに経路を確保することも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	高温水配管を敷設するための、既設の共同溝、トレンチピット等は補修なく流用可能と考えてよろしいでしょうか。また、受注後の調査の結果、補修や更新が必要になった場合、費用についてご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	前段について、質問回答145をご参照ください。後段について、補修や更新の可能性が想定される場合は提案時に示してください。
276	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	上水、高温水配管を新規敷設する上で、施工上の支障がない場合や既設と異なるルートとする場合、既設の共同溝及びトレンチピット内の既設の配管は残置してもよろしいでしょうか。	撤去してください。
277	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	新施設工場棟への上水引込みは、事業用地西側のポンプ室から事業用地南東の共同溝までの給水配管は既設流用とし、事業用地南東の共同溝から新施設工場棟までの給水配管を本工事として考えてよろしいでしょうか。また、ポンプ室廻りに設置の受水槽、ポンプ、メーター、配管等も既設流用、ポンプ発停制御用の信号取合いも新施設の工場棟とは無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段について、既存施設の運営に影響がないことを前提に、関係部署と協議の上、可とします。後段について、既存流用の場合には新施設で信号の取合をしてください。
278	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	既存ポンプで既設炉と新炉試運転期間中の給水可否を確認するため、既設炉の上水と井水の1日使用量（平均および年間最大）をご教示ください。	上水の1日使用量について、平均および年間最大はそれぞれ16m ³ 、69m ³ です。井水の1日使用量について、平均および年間最大はそれぞれ56m ³ 、124m ³ です。
279	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	添付資料5のP.3給水関係図面で示されるポンプステーションからP.1ユーティリティー取合い点までの既存配管ルート及び口径をご教示ください。既存配管に沿って、市道や東山運動公園敷地内に埋設配管を増設する場合は、貴市関係部署との調整にご協力いただけますでしょうか。	質問回答229をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
280	要求水準書 添付資料		5						ユーティリティ取 合点	ロードヒーティングの既設図面ではコンクリート舗装であると読み取れますが、現況はアスファルト舗装仕上げです。 ロードヒーティングを撤去・更新する可能性もありますので、当該部分が舗装も含めどのような断面で施工されているかご教示ください。	ロードヒーティングの既設図面を添付資料19に示します。
281	要求水準書 添付資料		6						ユーティリティ取 合点	既設の共同溝及びトレンチピットの排水設備の有無及び排水方法についてご教示ください。	排水設備はありません。水抜き穴より自然流下しています。
282	要求水準書 添付資料		7						固化・不燃車両、 業務委託・工事関係 車両の動線	添付資料7では、固化・不燃車両、軽油搬入車両および業務委託・工事関係車両は事業用地内を通過する動線となっていますが、工事の動線は変更されると考えてよろしいでしょうか。	協議によります。
283	要求水準書 添付資料		8						既存施設の見学	添付資料7によると既存管理棟前の見学者駐車場が事業用地内に含まれております。工事期間中の見学者は事業用地外の駐車場を使用いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中も使用します。
284	要求水準書 添付資料		9						既設の石綿（アス ベスト）含有の有 無に関して	既存施設改修時、石綿含有建材があることも予想されます。過去の改修工事等で「既設の石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査結果」があれば御提供願います。	質問回答217をご参照ください。
285	要求水準書 添付資料		9						既存管理棟改修工 事計画図	エレベーター新設や試験室を倉庫に用途変更する等について床荷重の検証が必要なため構造計算書のご提示を願います。	お示しできる資料はございません。
286	要求水準書 添付資料		9						既存管理棟改修工 事計画図（案）	既存管理棟に研修室の設置が計画されておりますが、見学者への説明は、新施設の大会議室を利用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書 添付資料		13						地下水調査結果	追加で地下水の水質を調査させていただきたい場合、事業者負担で実施させていただくことは可能でしょうか。	本入札手続き期間は不可とします。 落札後に実施することは可とします。
288	入札参加資格審査 書類提出者提示資 料								入札参加資格審査 書類提出者提示資 料	入札参加資格審査書類提出者提示資料に関する質問がある場合、質問事項に関する確認事項の受付時に質問できるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
289	落札者選定基準書	6	第3	4	(2)				価格点要素点の算 定式（失格基準価 格の割合）	価格要素点の算定式について、「失格基準価格の割合（％）」はどのように算出されますでしょうか。 また、「失格基準価格の割合（％）」は小数点第何位までの値でしょうか。	前段について、失格基準価格を予定価格で除した価格となります。 後段について、小数点以下第2位です。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
290	落札者選定基準書	7	第3	5	表4				地域経済への配慮	本事業における地元企業の活用について、地元企業とは入札説明書P8「1.応募者の条件」に記載の本店の所在地が本市内にある事業者のことでありと理解してよろしいでしょうか。	質問回答20をご参照ください。
291	落札者選定基準書	7	第3	5	表4				実施体制	「バックアップ体制」とは入札説明書5頁の「事業者が行う業務」に関するバックアップを指し、入札説明書6頁「本市が行う業務」のバックアップ（最終処分場、資源物の売却先確保等）は含まないものとの理解でよろしいでしょうか。また、災害等の不可抗力、トラブル等でごみの外部搬出が必要になった場合に備えたバックアップも、本事業の提案の対象外との理解でよろしいでしょうか。	前段について、最終処分場の確保はご理解のとおりですが、資源物の売却先の確保は事業者の所掌であり、バックアップも含め提案となります。後段については、選定基準に係る内容のため回答できません。
292	落札者選定基準書	7	第3	5	表4				地域経済への配慮	入札説明書27頁には「地元とは、本市内をいう。下請人等を選定する際は、本市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）又は営業所、支店を有する者の中から選定するように努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。」と記載されております。本項目で評価の対象となる「地元企業」も、入札説明書27頁と同様、「福井市内に本店（主たる営業所を含む）又は営業所、支店を有する者」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答20をご参照ください。
293	落札者選定基準書	7	第3	5	表4				地元対応	地元への情報発信について「施設の運転や運営状況」を発信する旨の記載がございますが、建設期間中の工事状況等の発信は含みますでしょうか。	建設期間中の工事状況等の発信は要求水準書のとおりです。
294	落札者選定基準書	7	表4						地域経済への配慮	「地元企業の活用および資材の地元調達」とは入札説明書P.27の「6. 地元への配慮」に記載されている貴市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）又は営業所、支店への発注を指しているとの理解でよろしいでしょうか。また「地元雇用人材」とは貴市在住の方の雇用を指していると理解してよろしいでしょうか。	前段について、質問回答20をご参照ください。後段について、ご理解のとおりです。
295	様式								セル数式	数値を合計するセルに適切な数式が入力されていない場合は適宜事業者によって入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	様式								注釈	記入内容について特別に説明させて頂くものがありましたら、注釈を付けて示すことをお認め頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、可能な限り、様式で示される制約の中で説明を行うものとし、様式8 技術提案書様式については、枚数制限を遵守してください。
297	様式7 様式7-1								運営固定費	「運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること。」とありますが、完全平準化との理解でよろしいでしょうか。	可能な限り平準化を求めるものですが、完全平準化を求めるものではありません。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
298	様式7 様式7-5～7-10								事業収支表 (損益計算書)	本様式は市様の委託料ではなく、SPCの費用を記載する様式であり、様式7-11-1事業収支表（損益計算書）の「営業費用の金額と整合させる」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	様式7-1 様式7-6-1 様式7-6-2 様式7-7 様式7-8 様式7-9 様式7-10								運営委託費の平準化	様式7-1において、「運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること」と記載がありますが、運営固定費～の各費用については事業期間を通じて平準化し、運営変動費については平準化する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	質問回答297をご参照ください。
300	様式7-1 様式7-6 様式7-7 様式7-8 様式7-9 様式7-10								端数処理	「1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。（したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。）」と記載がありますが、これにより紙面上表示されている数字の合計と合計欄の数字が一致しないこと（丸め誤差）はお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	様式7-11-1								外形標準課税	外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
302	様式7-11-1 様式7-11-2								開業費	開業費（SPC設立に要する費用）は運営開始前に発生するため、令和4年度～7年度までの列を設けてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	様式7-5								開業費	様式7-5の開業費（運営固定費）の総計が運営業務委託費に算出される数式になっていないため、開業費（運営固定費）の総計は様式7-6-2に運営準備費として計上するということではよろしいでしょうか。	可とします。
304	様式7-6-2								端数処理	端数調整の欄について、各シートを総計した額の端数が合致しない場合に使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	様式7-8								保守管理費の頻度	保守管理費の頻度については、各設備の機器ごとに異なるため様式7-8には記載せず、基礎審査資料様式6-3-3を参照いただくということではよろしいでしょうか。	可能な範囲で頻度も記載願います。
306	様式7-9								運営変動費	下段の「変動費単価調整による年間委託費の再計算」について、変動費単価（調整後）とは年間ごみ処理量が計画値と異なった場合に運営変動費を精算するために使用する単価という理解でよろしいでしょうか。したがって年間の運営変動費は42段目の「合計金額」に記載する金額という理解でよろしいでしょうか。	変動費単価（調整後）はその上段の「変動費単価（合計金額÷年間ごみ処理量）」で算出した単価の端数調整を行うものです。年間の運営変動費は最下段の年間委託費（調整後）について、年間ごみ量に変動費単価（調整後）を掛けた値が該当します。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
307	様式8								添付資料の有無	様式8-1～8-16のうち、様式の右上に【資料を除き、A4版・ページ以内】との記載がある様式について、「資料を除き」の意味は、技術提案書様式の所定枚数の他に、説明資料の添付が可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、添付資料の内容は既存の公表資料など簡潔な資料としてください。
308	様式8								資料	様式8に関して、「資料を除き、A4判〇ページ以内」とありますが、ここでのいう資料とは入札説明書第7,4,4)の添付資料を示しているとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
309	様式8 様式8-16								その他自由提案	落札者決定基準書7頁の表4「非価格要素の項目及び配点」について様式8-16 16.その他自由提案に関する評価項目、評価の視点、配点がございません。その他自由提案の評価はどのようにされるのでしょうか。その他自由提案の位置付けについてご教授ください。	その他自由提案については、要求水準書に記載のないもの及び市が提案を求めているもので、事業者が市に提案すべきと判断する内容を記載してください。ただし、評価の対象とは致しません。
310	様式8-2								事業リスク管理	様式8-2は枚数指定がなく、自由様式という表現になっていますが、提案において枚数の制限がないとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
311	様式8 様式8-3								景観・デザイン	地元要望をどのように取り入れるかについて、具体的な地元要望がございましたらご教示ください。また、落札者決定基準書の評価の視点では、地域住民の意見とあります。「地域住民の意見＝地元要望」との理解でよろしいでしょうか。	具体的にまとめた地元要望はありません。
312	様式8-4								4. 地域経済への配慮	福井市経済への貢献について（定量的効果）提案するよう指示がありますが、地元企業活用による経済効果（地元貢献額）の算定方法について、各応募者の計上方法や評価にバラつきが生じないよう、以下のようにルール化していただけますでしょうか。 1) 設計・建設業務は、1次下請まで計上する。ただし、元請が地元企業であり、1次下請として地元企業への発注分は2重カウントしない。 2) 運営・維持管理業務は、SPCから地元企業へ発注する場合（ただし、1次下請まで）及びSPCから運営・維持管理業務を受託する企業（入札説明書上の応募者の定義である「本施設の運営を行う者」）から地元企業へ発注される場合（一次下請まで）を計上するものとし、運営・維持管理業務についても地元企業から地元企業への発注分については2重カウントしない。	定量的評価については事業者の提案により、福井市経済への貢献を期待します。ただし、地元企業から地元企業への発注について2重カウントは不可とします。運営・維持管理業務についても同様とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
313	様式8-5								運動公園外部エネルギー	「運動公園での外部エネルギーの低減への寄与」とありますが、新施設から供給されるエネルギー（高温水）とは別の外部エネルギーを使用しており、その外部エネルギーの低減について提案するとの理解でよろしいですか。その場合、運動公園への外部エネルギーの供給方法をご提示願います。	東山健康運動公園での外部エネルギーとは、高温水のことを示します。具体的には、高温水の供給利用可能日数の向上などを想定しています。
314	様式8-6								エネルギー回収率	「運転炉数や季節を問わず、単一のエネルギー回収率を提案してください。」と記載がありますが、提示するエネルギー回収率は、各種ある条件の中で最大の値を示せばよいとの理解でよろしいでしょうか。	エネルギー回収率については、交付金の対象となる様式8の7頁に示した「エネルギー回収率（発電効率と熱利用率の和）の算定」に基づく数値を記載してください。そのうえで、1年間稼働した場合の総発電量や売電量等についてを記載してください。
315	様式8-6								エネルギー回収率	公正な競争の観点から、エネルギー回収率を計算するうえで場外余熱供給量を各社同一条件とする必要がございます。場外余熱供給量は最大熱量6300MJ/hで考えてよろしいでしょうか。	質問回答81をご参照ください。
316	様式8-6								エネルギー回収率	「運転炉数や季節を問わず、単一のエネルギー回収率を提案してください。」とありますが、月別搬入量及び年間ごみ処理量を考慮して策定する年間稼働計画に基づいて、1年間稼働した場合の年間エネルギー回収率を算出すると解釈してよろしいでしょうか。	質問回答314をご参照ください。
317	様式8-6								エネルギー回収率	エネルギー回収率として年間エネルギー回収率を算出する場合、東山健康運動公園への供給熱量は開館日数、開館時間、季節変動等から事業者側で想定するとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
318	様式8-6								年間稼働計画	本提案時の参考資料として、既設の月別のごみ搬入量実績値と一日最大搬入量をご教示願います。	入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
319	様式8-8								残さ発生量	主灰、飛灰等の残さ発生量とは、残さのうち資源化（輸送費を含め有価にて売却できるもの）分を除いた場外搬出時点での重量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、重量は搬出時の条件としてください。
320	様式8-10								施工計画	「建設工事中の安全配慮や周辺環境への配慮（土の持出抑制、周辺美化等）や、近隣住民に対する配慮、周辺施設や交通への影響への対策を提案ください。」と記載がありますが、具体的対策としては環境影響評価書記載の環境影響の回避・低減を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	提案内容に係る内容のため、回答を差し控えます。環境影響評価書を遵守することを要求水準としています。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
321	様式8-11								公害防止	公正な競争の観点から、温室効果ガス排出量を算出するうえで、場外余熱供給量を各社同一条件とする必要がございます。環境省廃棄物処理技術情報（令和元年）に記載の余熱利用量のうち外部熱供給量（仕様値・公称値）に基づき、年間場外余熱供給量15,787,200MJ/年を年間開館時間4080時間（=340日/年×12時間/日）で除し3869.4MJ/hとして、年間の温室効果ガス排出量を算出して宜しいでしょうか。	外部熱供給量は質問回答81をご参照ください。年間開館時間は質問回答84をご参照ください。地元熱供給施設の開館時間も東山健康運動公園の開館時間と同様とします。
322	様式8-11								温室効果ガス	基準ごみ、年間280日運転した場合でご提案くださいと記載がありますが、この場合、年間ごみ処理量が74,200t（265t/日×280日）となります。要求水準書設計・建設業務編表2.1.1-1計画ごみ量では年間処理量が64,791tであり、数値が異なります。表2.1.1-1計画ごみ量を正としてに温室効果ガスの年間排出量提示するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転計画による実際の二酸化炭素排出量としてください。
323	様式8-16								自由提案	自由提案の配点について記載がありませんが、提案が評価された場合の加点方法についてご教示ください。	質問回答309をご参照ください。
324	様式8-16								その他自由提案	落札者選定基準書にある非価格要素の項目及び配点には、自由提案の項目がございません。様式8-16の様式に関しては、評価対象外と考えてよろしいでしょうか。もし、評価対象に含まれる場合はどのように評価されるのでしょうか。ご教示下さい。	質問回答309をご参照ください。
325	様式8-16								その他自由提案	様式8-16は枚数指定がなく、自由様式という表現になっていますが、提案において枚数の制限がないとの理解でよろしいですか。	質問回答309をご参照ください。
326	基本協定書（案）	3	第4条	5	(7)				運営事業者の設立	運営事業者に出資を行わない企業は、「運営事業者への追加出資又は融資及びその他発注者が適切と認める支援措置を講ずる」必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	基本協定書（案）	5	第7条	第2項					基本契約不調の場合の処理	「基本契約の締結が、第1条に定める議会において否決された場合において、構成企業、協力企業及び運営事業者がこのことにより損害（逸失利益を含む）がこれに限られない。」を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責任を負わないものとする。」とありますが、受注者及びSPCの責に帰すべき事由がなく議会不承認となり、受注者及びSPCに損害が生じた場合、その損害は貴市負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	発注者は一切その賠償の責任を負わないものとします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
328	基本協定書（案）	7	第11条	(2)					個人情報の保護	目的外利用を禁止する旨が規定されていますが、例えば発注者が提供する前から既に、構成企業等が別の経路から当該個人の個人情報を取得している場合には、その別の経路に基づく目的に使用しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	発注者が提供する前から既に構成企業等が別の経路から取得していた個人情報については、その別の経路に関する当事者間の合意や当該個人情報の取扱いに適用される法令等に基づき取り扱われるべきものであるため、回答できません。
329	基本協定書（案）	11	第14項						守秘義務	出資者誓約書では、本協定第10条第2項や第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、かかる10条2項、3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	基本契約書（案）	3	第8条	2	(4)				構成企業の参画	「全ての構成企業が建設業務を請け負い、又は運営事業者より運営業務の再委託を受けること。」との記載がございますが、全ての構成企業が建設業務の請負をする必要はなく、建設業務の請負が運営業務の再委託に受託かのいずれかで事業に参画していることを必要としているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	基本契約書（案）	3	第8条	2	(7)				運営事業者の運営	運営事業者に出資を行わない企業は、「運営事業者への追加出資又は融資及びその他発注者が適切と認める支援措置を講ずる」必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	基本契約書（案）	4	第11条	3	(1)				独占禁止法違反	発注者が契約を成立させないことができる、または契約を解除することができるケースの一つとして、受注者が独占禁止法に違反した場合が記載されていますが、当該記載部分における独占禁止法違反とは、本件事業の入札手続きに関する同法違反のことであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本市に損害が生じた場合の違約金等については協議とします。
333	基本契約書（案）	6	第11条	7					構成企業の確認	「建設事業者である共同企業体が既に解散しているときは、発注者は、代表企業その他の構成企業に違約金の支払いを請求することができる。」とありますが、ここでいう「構成企業」とは共同企業体を構成していた企業を指しており、入札説明書1頁にある「構成企業」とは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者に出資を行う構成企業を指します。
334	基本契約書（案）	6	第14条	1					契約の保証	基本契約上要求されている契約保証と、各事業契約上要求されている契約保証は同一であり、二重に保証を差し入れる必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	基本契約書（案）	7	第16条	1					性能保証に関する責任	「連帯して」とありますが、構成員全員が連帯するものではなく、帰責者たる構成員が連帯して負担するという理解で宜しいでしょうか。	同項に記載のとおりで、帰責者がどうかに関わらず建設事業者が連帯して負担することを指しております。
336	基本契約書（案）	7	第16条	3					性能保証に関する責任	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	質問回答40をご参照ください。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
337	基本契約書（案）	9	第18条	(2)					個人情報の保護	目的外利用を禁止する旨が規定されていますが、例えば発注者が提供する前から既に、別の経路から当該個人の個人情報を取得している場合には、その別の経路に基づく目的に使用しても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。	本契約書（案）に示されている内容以外での個人情報の取扱いについては、回答できません。
338	基本契約書（案）	15	第141項						守秘義務	出資者誓約書では、本協定第17条第2項や第3項で定められているような例外規定がおかれていませんが、かかる10条2項、3項に基づく要件を満たした場合には、受領情報を第三者に開示できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	建設工事請負契約書（案）	1	第1条	第4項					総則	受注者が契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされていますが、第76条（秘密保持義務）では、一定の要件に該当するものについては「秘密情報」に含まれないか、又は開示できる第三者が規定されています。第1条第4項の守秘義務についても、第76条の要件を満たす場合には第三者に開示できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	建設工事請負契約書（案）	7	第18条	第6項					地元住民対応	現時点で既に締結されている協定等がございましたらご教示いただけますと幸いです。また今後新たに協定等を締結される場合には、事前にその内容をご教示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問回答 2 6 3 をご参照ください。
341	建設工事請負契約書（案）	10	第26条						発注者が行う関係法令の諸手続等による本件工事等の内容変更又は契約解除	「本項によりこの契約が解除された場合、第70条の規定に従って対応する」と記載がありますが、受注者に損害が発生した場合は、発注者により当該損害を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
342	建設工事請負契約書（案）	12	第31条	1					工事の中止	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、天災等に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	質問回答40をご参照ください。
343	建設工事請負契約書（案）	13	第37条	各項					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	令和3年(2021年)11月12日の入札書提出時には建設業務費の内訳明細は必要とされていないため、令和4年(2022年)3月下旬の特定事業契約本契約時に初めて建設業務費の内訳明細を貴市に提出することになると認識しておりますが、この本契約締結時の内訳明細における単価が、建設工事請負契約書（案）第37条各項の規程に基づき受注者が貴市に請負代金額の変更を請求する場合に基準となる単価（変更前の単価）であるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約締結時の内訳明細は入札時の単価設定で積み上げたものを提出いただきます。なお、建設業務費の内訳明細については、特定事業契約仮契約時に提出していただくこととなります。
344	建設工事請負契約書（案）	15	第42条	第1項					法令変更によって発生した費用等の負担	「法令変更が行われた場合」と記載がありますが、ここにいう「法令」とは、「本事業に直接関連する法令」という理解でよろしいでしょうか。	1項は事業に直接関係しないものを含め、事業に影響する法令変更を含みます。
345	建設工事請負契約書（案）	16	第43条	第1項					請負代金額の変更に代える設計図書等の変更	本項では「第34条第3項」という条項が引用されていますが、こちらは「第34条第2項」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
346	建設工事請負契約書（案）	19	第54条						継続費又は債務負担行為に係る契約の特則	支払限度額は、受注者が入札時に提示した建設費内訳および工程に基づき記載するという理解でよろしいでしょうか。各年度の支払限度額について制約があればご教示ください。	協議によります。
347	建設工事請負契約書（案）	21	第59条	4					契約不適合責任	「連帯して」とありますが、構成員全員が連帯するものではなく、帰責者たる構成員が連帯して負担するという理解で宜しいでしょうか。	質問回答 3 3 5 をご参照ください。
348	建設工事請負契約書（案）	22	第62条	第1号					発注者の催告によらない解除権	「第5条第1項」と記載がありますが、こちらは「第8条第1項」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	建設工事請負契約書（案）	27	第71条	第1項					発注者の損害賠償請求等	「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」と記載がありますが、逸失利益は含まないという理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
350	建設工事請負契約書（案）	27	第71条	第6項					発注者の損害賠償請求等	「…第4条の規定により契約保証金の…」と記載がありますが、こちらは「…第7条の規定により契約保証金の…」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	運営・維持管理業務委託契約書（案）	2	第7条	(1)					契約保証金	運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がありますが、複数年度での保証の付保もお認め頂けませんでしょうか。	可とします。
352	運営・維持管理業務委託契約書（案）	4	第13条	2					再委託	「受託者又は下請人が構成企業又は協力企業等である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる」と記載がありますが、事前通知を行った構成企業又は協力企業から第三者への一部委託については、受注者から第三者への一部委託と同様、発注者から事前の承諾を得た場合には一部業務を委託または請け負わせることが可能という理解でよろしいでしょうか。	第13条第1項に記載の通り、運営業務の実施を第三者に委託し、また請け負わせることは認めておりません。ただし、発注者が必要と認める場合のみ事前承諾を得て、第三者に委託または請け負わせることが可能な場合があります。
353	運営・維持管理業務委託契約書（案）	5	第17条	4					従業員の確保	「第2項第9号の電気主任技術者及び第2項第10号のボイラー・タービン主任技術者は監督官庁との協議の開始前に配置されるものとし、～中略～ 工事計画書等各種申請を行う」と記載があります。一方、建設要求水準書P.47では、「事業者は電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任し、本市と協議のうえ必要な時期に現場に配置すること。」と記載があります。建設工事期間の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者は、建設事業者にて配置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市としては設計・施工及び運営維持管理業務を一貫して責任をもって行うことが出来る技術者の配置を希望します。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
354	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	9	第24条	3					処理不適物の取り扱い	「処理不適物が混入したことより、本施設に故障等が生じたことが明らかになった場合で、当該故障等の修理のために費用を要する時は、第37条及び第50条の規定に従う。」と記載がありますが、原因が受注者に限定されない場合は費用負担について別途協議となると理解してよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと本市が判断した場合においてのみご理解のとおりです。
355	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	12	第34条	2					異常事態への対応	「受注者は、本施設が異常事態に至った原因の究明、その責任の分析等を行う。」と記載がありますが、異常事態とは具体的に何を想定されているかご教示ください。また、原因が受注者に限定されない場合は費用負担について別途協議となると理解してよろしいでしょうか。	「異常事態」は基本契約書案別紙1の定義書に記載の通りです。異常事態発生時の費用負担については第37条の通りです。
356	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	13	第36条	4					臨機の措置	今般のコロナ禍のような疫病の流行も、不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	質問回答40をご参照ください。
357	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	13	第36条	4					臨機の措置	不可抗力(受注者の責めに帰すことのできない事由を含む)による臨機の措置につきましては、不可抗力の発生後のみならず、貴組合との協議により不可抗力による事故、災害等の防止が必要であると認められた場合には、事前の措置についても本条文の対象となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	13	第36条	4					臨機の措置	「受注者が運営業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担する」と記載がありますが、適当及び不適当と判断される基準が明確ではないため、当該措置に要した費用を負担する旨の条文に変更いただけませんか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)に記載のとおりです。
359	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	13	第37条	1,2					費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	第1項においては不可抗力又は受注者の責めに帰すべき事由でないことを受注者が明らかにした場合には発注者が当該費用(保険等によりてん補された部分を除く)を負担する旨の記載がありますが、一方、第2項においては不可抗力(受注者の責めに帰すことができない事由を含む)の場合においても契約不適合による場合には、要する費用は受注者が負担すると読み取れます。不可抗力の場合においては第1項が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)に記載のとおりです。
360	運営・維持管理業務委託契約書 (案)	15	第42条						余熱利用	「ただし、受注者の責めに帰すべき事由により余熱を使用できない場合は、受注者が余熱供給停止期間に必要な全ての費用を負担しなければならない。」と記載がありますが、必要な費用とは東山健康運動公園に余熱を供給するための燃料費と考えてよろしいでしょうか。その場合、新施設からの余熱供給が停止した時にも、東山健康運動公園に熱供給を行う設備が既存するという理解でよろしいでしょうか。	東山健康運動公園に既存の予備ボイラーがあります。余熱供給停止期間の余熱ボイラーの燃料費を負担していただくことになります。また、その他費用については協議とします。

No.	資料名	頁	項目						タイトル	内容	回答
361	運営・維持管理業務委託契約書（案）	26	第69条	3					委託業務の一部解除	「受注者の責めに帰すべき事由がない場合において、当該解除により受注者に損害が生じたときは、発注者が損害と認めるもの（逸失利益を含まない。）についてのみ賠償する」とありますが、本解除には受注者に責がなく、損害とお認め頂く基準も明確ではないため、「損害について（逸失利益を含まない。）賠償する」という条文に変更頂けませんでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)に記載のとおりです。
362	低入札価格調査実施要項	2	第6条						低入札価格調査の実施	低入札価格調査が実施される場合、資料を含めた書類の提出及び調査実施までの期間をご教示ください。	令和4年1月下旬の落札者の決定及び公表までに調査を実施します。
363	その他								造成工事の状況	「令和5年度（2023年度）上旬に造成工事完了予定」（令和3年2月19日 実施方針に関する質問・意見及び回答）とのことですが、本件事業の建設業務を所定の期間内に完了させるためには、遅くとも2023年4月には建設工事に着手する必要があると考えております。つきましては、施工計画検討および工事費算出のために必要な情報である『2023年4月1日時点の造成工事の残状況』をご教示ねがいます。	現時点の想定では、残工事は擁壁工事(上段部・盛土)、植栽工事、付帯工事を予定しています。
364	その他								地盤調査（追加）	令和5年4月1日以前に、追加の地盤調査をさせてもらうことは可能でしょうか。支持層が傾斜しているため、現状の地盤調査結果のみでは情報不足となる恐れがあります。不可の場合、貴市にて先行して追加調査をしていただくことは可能でしょうか。	造成工事に支障がない範囲であれば、事業者負担で可とします。
365	その他								工事用の動線	建設工事後の工事用の動線は、既存クリーンセンターの北側・南側のどちらを通行することを想定されていますか。なお、制約があればご教示ください。	南側を通ることを想定していますが、既存施設の運営に影響がないことを前提とし、事業者の提案により協議事項となります。
366	その他								動態観測について	東側料金徴収所と既存本体、煙突、焼却場について、新設工事完了までの動態観測は必要でしょうか。御指示願います。	提案によりますが、既存施設の運営に支障が出ないよう施工してください。
367	その他								管理棟の改修について	管理棟の改修について、詳細な改修工事の指示は頂けますでしょうか。御指示願います。	既存管理棟改修工事仕様は要求水準書に記載のとおりです。
368	現場視察								工事車両進入路	管理棟正面の道路を全面工事用道路として使用して宜しいでしょうか。	既存施設の運営に影響がないことを前提に、可とします。
369	現場視察								地山の移動について	計量棟から薬品棟付近の擁壁に施されているアンカーに関して、その周辺で山の滑りがあるということに宜しいでしょうか。	擁壁に施したアンカーについては、平成19年に地すべり対策として実施したものです。
370	現場視察								造成後のレベル	造成後のレベルはどのように考えれば宜しいでしょうか。	入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
371	現場視察								造成工事の仮置き場	造成工事を行う際の仮置き場は現場内で宜しいでしょうか。	造成工事の内容については、発注前のため、回答出来ません。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
372	現場視察									温水供給配管	プールへの温水供給配管はどこを通っているか教えてください。	共同溝により市道東部2-199号線の道路脇を通っています。
373	現場視察									温水供給配管	温水供給配管などが収められている共同溝の大きさは1 m程度でしょうか。	ご理解のとおりです。
374	現場視察									ゴミ投入扉	ごみピットへの投入扉はセンサーで開閉しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	現場視察									鳥の侵入	プラットホームには鳥の侵入がありますでしょうか。	現状では侵入する場合があります。
376	現場視察									既存施設の取扱い	新施設ができた後既存施設の扱いはどのようになりますでしょうか。	現段階では未定です。
377	現場視察									現施設の規模	現施設の規模は何トンでしょうか、新施設では少なくなりますか。	要求水準書に記載のとおりです。
378	現場視察									運営体制	オペレーターは何時間勤務しているのでしょうか。	8時間毎に交代となっています。
379	現場視察									運営体制	オペレーターは外部委託しているのでしょうか。	一部委託をしています。
380	現場視察									運営体制	現施設の運営を外部から遠隔操作することは可能でしょうか。	遠隔操作はできません。
381	現場視察									工事用水	ポンプ場からの上水・井水は工事の際使用できますでしょうか。	存施設の運営に影響がないことを前提に、可とします。
382	現場視察									外構 散水	既存施設では、散水の水源は井水又は雨水再利用のどちらで運用されていますでしょうか。また、井水はプラットホームにある40Aと下から上がってくる100Aがありますが、どちらを使用していますか。	消雪装置に使用する水の水源は雨水再利用です。
383	現場視察									既存管理棟 屋根	管理棟屋上の防水は全面的に改修するのでしょうか。屋根面の防水仕様の指定はございますでしょうか。	全面改修としてください。仕様はAI-2とします。
384	現場視察									造成計画地 避雷針	建設予定地内にある避雷針は何に使用していますか。	風速計に取り付けている避雷針です。造成工事にて撤去する予定です。
385	現場視察									小動物の碑	小動物の碑は、建設工事の際に保存または移設する必要がありますか。	既存の状況のまま保存することとしています。
386	現場視察									新施設完成後の既設解体	新クリーンセンター完成後に既設クリーンセンターを解体する等の計画は決まっていますか。	質問回答 6 1 をご参照ください。
387	現場視察									排水	排水については、どのような処理を行われていますか。	排水処理装置で処理を行い、全て施設の中で再利用しています。
388	現場視察									ごみピット壁	ごみクレーン運転室側の壁が他の面より汚れている原因として、どのようなことがありますでしょうか。	風の影響と推測します。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
389	現場視察									融雪水処理	雨水の一部以外は基本敷地内で処理とのことでしたが、融雪に使用された水の処理はどうされてますか。	融雪に使用された水は、既設沈砂池へ流しますが、場内にある融雪水槽へ流入させる場合もあります。
390	現場視察									既存車路	現クリーンセンター西側の車路は今回の工事範囲に含まれていますが、用途と工事中の対応はどのように考えておられますか。	灰搬出車の動線、運転委託業者の駐車場へのアクセス等に使用しており、工事中の対応については協議によります。
391	現場視察									周辺施設	東山運動公園の芝生広場はどのように利用されていますか。また今後の整備の計画があればご教示下さい。	東山健康運動公園でのヨガ教室や地元でのアクアスロンのイベント等で使用しています。今後の整備計画については、入札参加資格審査書類提出者提示資料にて示します。
392	現場視察										事業用地近傍にございます動物の慰霊碑を新施設内へ移動することを提案することは可能でしょうか。	質問回答 385 をご参照ください。
393	現場視察										既設の雪の仮置きエリアはどちらになるでしょうか。また、構内は散水による除雪を実施されておられますでしょうか。	既存施設において、堆雪スペースはほとんどないため、空いている場所を利用しています。基本は散水による消雪を実施していますが、車が通らないエリアの雪は除雪しています。
394	現場視察										プラットホーム内でパッカー車の洗車することはありますでしょうか。また、どのような洗車方法を実施しておられますでしょうか。	プラットホームでのパッカー車の洗車は行っていません。洗車は洗車場において、車の外側のみ洗車しています。
395	現場視察										見学者の1回あたりの最大引率人数は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	現場視察										既設西側の駐車場は新設工事の事業用地内にございます。利用することは可能という理解でよろしいでしょうか。	現状は運転委託業者の駐車場となっているため、工事中の対応については協議によります。
397	現場視察										既設はロードヒーティングと散水による消雪及び重機による除雪を実施しているとのことですが、給油場はございますでしょうか。	あります。
398	現場視察										既設における灰搬出車両の計量方法についてご教示ください。	出口側で1回計量を実施しています。
399	現場視察										既設におけるコンテナ貯留の紙類等の資源ごみの計量方法についてご教示ください。	コンテナ貯留の紙類等は搬出時のみ計量しています。
400	現場視察										既設の場外ポンプ施設を流用させていただくことは可能でしょうか。また、その場合消費電力の配分方法は協議によって決定するということではよろしいでしょうか。	前段について、質問回答 227 をご参照ください。後段について、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目							タイトル	内容	回答
401	現場視察										既設管理棟への熱供給先は、グリーンハウス以外にございますでしょうか。	空調(冷熱)への熱供給を行っています。
402	現場視察										既設は生活用水として上水、プラント用水として井水を用いているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
403	現場視察										既設の上水供給網を用いない場合、上水はポンプ場付近の本管から取り合わなければいけないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	現場視察										ブラットホームの出入口扉は常時開放されているのでしょうか。	常時開放しています。
405	現場視察										調整池に関して、当事業の所掌は、その維持管理及び運営という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。